

産業生活常任委員会  
予算常任委員会産業生活分科会

(平成26年6月23日)

○ 伊藤 元委員長

おはようございます。

座って失礼をいたします。

ただいまより、6月定例会議会産業生活常任委員会を開催させていただきたいと思えます。

まず、インターネット中継を開始させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案審査を進めていきたいと思えますが、この常任委員会中に所管事務調査をできるということになっておるんですが、もし何かございましたら現時点でご発言いただければ、また用意もさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

会派のほうから少し聞いてくださいというのがございました。

これは、昨年、平成25年6月24日の予算常任委員会の分科会長報告によるコミュニティ助成事業費補助金関係部分につきまして、少しその進捗状況についてお聞きしたいことがございますので、どうかお計らいのほうをよろしく願いいたします。

○ 伊藤 元委員長

わかりました。

そうすると、その事案は市民文化部さんでよかったですね。

○ 伊藤嗣也委員

はい、よろしく願いします。

○ 伊藤 元委員長

わかりました。

そうすると、本日、市民文化部さんは一番最後の時間になっておりますので、そのときにまたご紹介もさせていただきますので、よろしく願いしたいと思えます。

事務局さん、申しわけないですけど、さっきの申し入れを市民文化部さんのほうへちょっとお伝えをいただきたいということで思います。

それでは、また、審査終了後、随時聞いていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、市立四日市病院から進めてまいりたいと思います。事務長のほうからご挨拶いただきたいと思います。よろしく願いします。

○ 田中市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

改めまして、おはようございます。

市立四日市病院でございます。私どもにとりまして、今年度第1回ということで、1年間よろしく願いしたいと思います。

本日は、診療報酬の改正、これ、2年に1回でございますが、この4月の改定に伴う条例改正ということでなっております。この後、総務課長より説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

それでは、皆さんのお手元に資料が配付されておるとと思いますので、それをご確認をしていただきたいと思います。

議案第11号 市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正  
について

○ 伊藤 元委員長

議案第11号市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正について、議題といたします。

資料の説明を求めます。

○ 太田市立四日市病院総務課長

総務課長の太田でございます。おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、議案書のほうの81ページをごらんいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### ○ 伊藤 元委員長

よろしいでしょうか。いいですね。よろしくお願いいたします。

#### ○ 太田市立四日市病院総務課長

議案書81ページ、議案第11号市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正ということで上げさせていただいております。

真ん中のほうに、改正前、改正後の表を掲載させていただいております。

第4条第2項のほうで、診療科目について掲載しているところでございます。こちらのほうには、当院の診療科目、内科とか整形外科、小児科等々、27の診療科が載っておりますが、これに今回新たに病理診断科というものを加えると、そういったような条例改正でございます。これにつきまして、こちらのほうでお認めいただければ、8月1日からの施行ということを考えておるところでございます。

それでは、今からは、お手元のほうに配付させていただいております産業生活常任委員会資料、市立四日市病院の、こちらのほうの資料のほうでご説明をさせていただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただきたいと思います。こちらの議案第11号、条例の改正でございます。

1番につきましては改正の内容でございますが、先ほどご説明させていただきましたように、診療科目に病理診断科を追加するということで、このように当院の診療科目は28ということでございます。

2番目としまして、病理診断について説明させていただきたいと思っております。

病理診断とは、患者さんの体から採取しました、病気によって変化した組織や細胞を病理医と呼ばれる専門医が顕微鏡などで観察して診断することでございます。一般的に、血液検査であるとか、CT、MRIなどの病変が確認されましたら、さらに詳しく診断することということで、この病理診断によって、いわゆる病気によって変化したところが、これが炎症によるものなのか腫瘍によるものなのか、腫瘍なら悪性のものなのか良性のものなのか、悪性ならばどの程度それが進んでいるものなのかというようなものを診断するという

ようなものでございます。

3番でございます。診療報酬における病理診断管理加算と申しますのは、2年前の平成24年度の診療報酬改定で新設されました病理診断科の加算でございます。

加算の点数につきまして、(1)でございますが、組織の診断、これは臓器の一部などを切り取って、それを診断する組織診断を行った場合は120点、1点10円でございますので1200円ということになります。

それと、もう一つ、細胞診断、これについては、尿であるとかたんであるとか、血液からの分泌物、こちらのほうを注射の吸引とか体から出ていく分泌物で判断するというもの。これにつきましては、1件当たり60点ということでございます。

実績でございます。平成24年度からのものがございますので、24年度、組織診断、細胞診断、合わせて8278件で892万円、平成25年分につきましては8435件で903万円の加算があったということでございます。

4番でございます。これ、24年度に新設されたものでございますが、ことしの4月、この診療報酬が改定をされました。それにつきまして、施設の設置基準、いわゆる条件ですけれども、この変更がございまして、従前は病理部門が設置されておりとされていた部分が、病理診断科を標榜している保険医療機関であることと変更になりました。従来から、当院は、院内組織で病理部というのがございまして、こちらのほうで病理診断を行っておりましたが、病理診断科というものを標榜しなければいけないという条件が付きまして、今回これについて診療科目として標榜したいと、それにつきまして条例改正をしたいというものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

6番、条例改正の効果でございますが、この報酬改定による経過措置によりまして、ことしの9月30日までに東海北陸厚生局のほうに病理診断科を設置している旨の保健所への届け出の写しを提出すれば、従来から算定していた、この加算を継続して算定できるというものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、8月1日の施行に合わせて四日市の保健所のほうに病理診断科の届け出を行います。その後、東海北陸厚生局のほうに保健所の届け出書の写しを添付して、施設基準の届け出を行うという流れでございます。

8番目には、当院の診療科目の推移ということを掲載させていただいてございます。

雑駁でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ただいまよりご質疑をお受けしたいと思えます。ご質疑のある方は、挙手にてご発言をよろしくお願ひいたします。

○ 加藤清助委員

教えてほしいんやけど、一番最後の表を見ると、市立四日市病院のこれまでの診療科目の推移というのがあって、今回、病理診断科というのを標榜している保険医療機関であることによるということなんやけど、そうすると何、この病理診断科というところには科の医師がつくのか、科として院内に表示がされるそういう独立の科なのか、それとも、さっき説明を聞いておったら、3のところ、組織診断で何やら切り取ってそれを診るとか、細胞は何やら、たんやら何やら分泌物の診断ということやから、そういうのは普通の診療科の中でやってもらっておる診療行為というか、と思うんやけど、科を標榜するということと、院内でのそういう医局というか医師の輩出というのは全然関係ない話なのかなと思つて。

○ 太田市立四日市病院総務課長

病理診断の流れを説明しなくて申しわけございませんでした。

現在も、病理部というところで診断をしているんですが、流れにつきましては、患者さんが当院のほうに受けに来られて、組織の診断等が必要であれば、組織をとってというのは基本的には臨床医、いわゆる主治医が行います。それを病理部のほうに回して、病理医がそれを診断して、その診断結果につきましては、やはり主治医が患者さんにお話をするということで、病理医の先生が直接患者さんと接して、直接説明するということはございません。

これにつきましては、病理診断科を標榜したからといって直接そういうことをすることはございません。ですので、外来のほうで、いわゆる内科であるとか外科であるとか。診察室があって、そこでそういう今までの外科内科とかいう科は診断しますけれども、病理診断科という診察室をつくって、そこで患者さんと直接お話をすることはございません。

といいますのは、やはり主治医といいますのは、CTの結果、病理診断の結果、また、直接患者さんと接して、その中で総合的に判断して治療を行っていくということですので、病理医の判断ももともと診察をしていくということですので、今回、病理診断科を標榜しても直接病理医の先生が患者さんと接して説明するという事はないです。もしあるとすれば、主治医の方とともに説明するという形になるということですのでございます。

○ 加藤清助委員

そうすると、患者側にとっては今までの病院の受診するあれに何ら変化はないということ。

○ 太田市立四日市病院総務課長

はい、端的に言うともうそうです。

○ 加藤清助委員

さっき、従前から病理部というのがあるとされるんやけど、それは今後も病理部なの。

○ 太田市立四日市病院総務課長

院内組織として、病理部というのはそのまます。

○ 加藤清助委員

診療報酬が加点される点数が書いてあって、その組織診断と細胞診断で加点が違うからこういうあれで、実績が平成24年度、25年度ベースであります。これは、そうすると何、24年度と25年度の組織診断と病理診断の内訳というのがあるのかないのかな。

○ 太田市立四日市病院総務課長

ございます。

まず、24年度につきましては組織診断が6598件、細胞診断が1680件、25年度につきましては、組織診断が6620件、細胞診断が1815件で、合計はこちらに記載してあるものがございます。

○ 加藤清助委員

あと、本当にこれはこの加点分患者さんに負担が行くわけやから、今までよりも負担がふえるということなの。

○ 太田市立四日市病院総務課長

これは24年度から新設されたものでございまして、そのときから加算してございますので、ふえるという形ではないです。

○ 加藤清助委員

ありがとう。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

○ 芳野正英委員

これは、外来の方への診断はないということなんですけど、ただ、病院の案内板ですか、ホームページでの掲載とか、これ多少変わることもあると思うんですけど、予算措置はもう何もなくて、既決予算でそういうのは変えていくんですかね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

予算措置は特にございません。

○ 芳野正英委員

その看板も、もう外来対応しないので、もうそのままなんですか、そうすると。変える部分というのはあるんですか、ホームページの案内とか、看板とか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

済みません、おっしゃるとおりホームページで案内したり、院内でこういう診療科ありというのは表示をさせていただきます。



○ 芳野正英委員

それに対する予算措置はその既決の予算分でやるのかどうかということ。

○ 太田市立四日市病院総務課長

申しわけございません。既決予算でさせていただきます。

○ 早川新平委員

加藤委員と関連があるんですけども、組織として、病院側の、人員とかそういうものは変化はないんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

変化はございません。

○ 早川新平委員

じゃ、今の既存のはそのまま、標榜だけ変えるということですね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

そういうことでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 伊藤嗣也委員

昨今、セカンドオピニオンとかいろいろふえておると思うんですが、科になった場合、そのデータといいますか、をいただいて、他の病院へセカンドオピニオンのために資料として持っていくということは可能になるんですか。

○ 加藤市立四日市病院事務局次長

セカンドオピニオンにつきましては今現在もやっておりますが、こちらについては、病理診断科としてやるのではなしに、例えば消化器科であるとか脳神経外科という形でセカンドオピニオンのいろんな資料を出させていただいて、それを持って他の病院へ行くという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

それと、他の診療所とかそのような病院から、サンプルといいますか、だけを持ってきて診断をするということは今後あるのかなのか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

市内の診療科でも内視鏡とかされている病院がございますので、そこで、例えば組織をとって、その場合は、その診療所が、いわゆる病理診断をできる会社というか業者のほうに、標本をつくることから始まって、標本をつくりましたらそれに合わせて診断内容その診療科に送ります。そのまま診療所の先生が、やはりこれはもう、例えば市立病院とかで治療が必要というような判断をされましたら、紹介状を持って、その標本をともに持っていて、当院の、例えば内科であるとか消化器内科にかかると、それで、標本をお持ちいただきましたので、それを病理医がまた確認して診断をするという流れになります。

ですので、例えば、その標本だけをその患者さんがお持ちいただいて、これを見てほしいと言われても、それは本当にその患者さんからとられた標本であるのか、どの部位からとられたというのがちょっとわからないということでもありますと、間違いのもとになりますので、その場合は必ず診療所の方の紹介状で、この形で標本をとって、こういう診断しましたけどという形で紹介状をお書きいただいて、それとともにお持ちいただいて、それで病理診断をさせていただくというふうになります。

○ 伊藤嗣也委員

その場合、開業医の先生がそうされて、それで標本をとると。その場合は、でも、病理

診断科ではなく、例えば、ほかの科ですか、その部位といいますか、そこへ行って、その先生に診てもらわなければならない。ただ、資料とかデータというんですかね、それだけを病理診断科で診てもらわなければならないということですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

必ずうちにかかっていたくということをお願いをするということです。病理診断科にそのまま標本だけ持って行って、これを分析してくれという形ではないということです。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

○ 中森慎二委員

一つ教えてください。

国の法改正の病理診断科というのを標榜すれば、診療加点をしますよという狙いは何なんですか。

○ 伊藤 元委員長

いかがですか。

○ 加藤市立四日市病院事務局次長

こちらの病理診断について、病理学会というような病理医の学会がございます。そういった形で、こちらの、従来病理のいわゆる専門性というのは一般の方に余り認識がないということで、病理学会のほうからこういった病理診断科の存在をアピールすることで病理医の存在感を出すという意味で、同じことを言っておりますが、学会のほうとしてステータスをアップするというような動きがあって、こういった動きになってこようかと思いません。

従来は病理部という形でやっておったわけなんですけど、例えば、病理医の常勤医がいない病院についてはこういった加点をとりません。先ほどの、業者で診断をするというような病院もあろうかと思いますが、きちっとした、病院内に常勤医を置くということで、スピーディーに診断が確実にできるというような体制を持ったところが高い点数がとれると

というような形に、より明確に位置づけられたのだというふうに思っております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

ということは、市民というか国民のサービス向上というよりも、病理診断にかかわる人的な人たちの地位の位置づけを明確にするということが重きに置かれてでの改正だと。わかりました。

○ 小林博次委員

伊藤嗣也委員の質問に関連するんやけど、病理診断科という独立した科ができて、これも表に出ない内部の科なんやけど、ほかの病院で検体が送られてきたが、その診断科を経由してここへ来るという格好か、ちょっと理解しにくいんやけど、個人が検体を持ってくるんなら、それ相当な診療科に行ってここで検査ということになると思うんやわ。ところが、検体だけ送られてきた場合、どういう格好になるの。

○ 加藤市立四日市病院事務局次長

基本的に検体だけが病院へ送ってこられるということは通常はございません。先ほども申しましたように、各専門診療、一般診療科にかかれて、そこで検体標本をとって、それを院内で病理専門医へ検体を回して、より専門的な見地から診断をして、また一般診療科へ戻すというような形になろうかと思っておりますので、検体のみが病院へ運ばれてくるといことは通常はあり得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○ 小林博次委員

診療科は新しく28番目に追加されるけど、検体だけがという、そういう受けるということはないということやね。

○ 加藤市立四日市病院事務局次長

そうですね、検体のみがこちらへかかれるということはある得ないというふうに考えております。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

委員会資料の中で、8番のところで当院の診療科目の推移というふうに書いていただいて、平成26年には病理診断科を標榜することで施設基準の届け出を行うと。そこまではわかりましたので、それは別に私のほうではもう異議はないんですが、昭和53年からずっと平成26年まで、28あるわけですが、これ、全てがきちっと施設基準を満たすための科なんですか。現状はどうかと思ひまして、教えていただきたいんですが。

○ 加藤市立四日市病院事務局次長

今回、病理診断科については施設基準という関係で診療科をふやさせていただいておりますが、従来の科につきましては、こちらの、特に施設基準があつてふやしたということではなく、昭和53年当時は、例えば、内科系については内科ということでいろんな臓器を包括的に見ていたということでございます。その後、やはり臓器別の専門化が進んでまいりまして、循環器が分かれば、呼吸器が分かれば、消化器が分かればか——消化器は以前からありました——神経内科が分かればという形で分かれてきた経緯でございます。特に、施設基準の改正でもって診療科がふやされたのは24年の消化器外科と今回の病理診断科、これが施設基準絡みでの増加でございます。

以上でございます。

○ 伊藤修一委員

それは了解ですので、ほかは、消化器外科と病理診断科以外は、標榜していることについて今のところ問題はないというか、市民の人がこれの標榜を見て訪ねてきても対応できるという、そういうことでいいんですね。

○ 加藤市立四日市病院事務局次長

この中で、単独で診療を行っていない科は幾つかございます。まず、放射線科でございます。放射線科につきましては、一般診療科で診察を受けて、放射線の照射が必要である、または、放射線の撮影が必要であるといった場合には放射線科へ回っていただきます。

それから、あと、精神科については平成15年に標榜してございますが、こちらにつきま

しては、今現在、院内の患者様で精神的な疾患がある方のみを取り扱いをさせていただいておる状況でございます。それと、病理診断科についても同じくでございます。

それから、麻酔科、こちらの麻酔科につきましても、麻酔科を標榜してございますが、当院については麻酔科の外来はございません。こちらにつきましては、手術の際に麻酔科医が麻酔を施術するということで麻酔科の標榜をしておりますが、一般の外来で麻酔科診療は外来を行っておりません。

以上でございます。

#### ○ 伊藤修一委員

入院患者の方に対する標榜科と外来の方に対するのは違うということですので、できればその辺はきちっと線引きというかわかりやすくやっぱりしていただくことも必要じゃないかなと思うんですが、逆に、公立病院やで一応、一般病院も皆そうやと思うんですが、お客さんに来ていただいて結構ですが、やっぱりそういうふうな丁寧な、外来の方や市民の人にもわかりやすく、そういう標榜をこの際やでやっぱり考えていっていただくのも、この機会にさせていただいてもいいんじゃないかなと。

また、精神科については入院患者のみということですが、いろいろ、昨今、市民の方からいろんな精神科にかかわるニーズというのも私らも聞いていますし、市立病院もやっぱりそういう課題に一旦は対応しようとした経緯もあると思いますので、今後も引き続き、外来の部分に対する考え方というのも継続して持っていってもらうようなこともあわせてお願いしておきたいと思います。

以上です。

#### ○ 伊藤 元委員長

関連で。

#### ○ 伊藤嗣也委員

昭和53年のところに脳神経外科が書いてありますが、平成23年の下のところに、神経内科を脳神経内科へと名称変更と、こういうふうになっておるわけです。

それで、例えば、私が調査した三重県内において、脳神経内科を標榜しておるのは市立四日市病院のみというふうに認識しております。

例えば、市民の皆様が非常に今不安がっておられることがありますて、脳梗塞という病気があると思いますが、本市の市立四日市病院においては脳神経内科が対応しておるわけですね。したがって、ERにおいても、救急においても、脳神経内科医がいないと脳神経外科医では対応していないという形になっておるといふふうに聞き及んでおりますが、他の病院においては、三重県立総合医療センターにおいても脳神経外科が脳梗塞の対応をしておるのが現状である。したがって、脳神経内科という標榜を分けたことによって、市民の方が果たしてメリットになっておるのかどうか。桑名においても、桑名のある脳神経外科医に聞きましたが、救急の、脳神経外科が十分対応する、そののが一般的じゃないかというふうにおっしゃってみえたんですが、その辺についてちょっとお聞かせください。

#### ○ 加藤市立四日市病院事務局次長

神経内科を脳神経内科へ名称変更ということでございます。

平成12年に神経内科として脳神経外科から分化する形で、従来は脳神経外科のところでは脳疾患全てを当院については行っておりました。

といったことで、脳梗塞等の脳疾患の中の内部的な疾患についても全て脳神経系の、いわゆる脳を所掌する診療科が脳神経外科1本でございましたものですから、脳神経外科において脳梗塞も対処してございました。その後、いわゆる神経内科が分科した形で、脳を所管する診療科が脳神経外科と脳神経内科に分かれてきたということでございます。その後、神経内科のドクターがふえてまいりましたものですから、より明確に、外科的な脳打撲とか、いわゆる外科的処置が必要なものを脳神経外科、それと、脳内のいわゆる脳梗塞と、内科的な、内部的な治療を行うのを脳神経内科ということに明確にしてきたわけなんです。今現在、脳神経内科の医師が若干体制的に減少傾向になってございまして、脳梗塞等についてちょっとご迷惑をかけておる部分がございます。こちらについても脳神経内科の医師についての体制充実についても、大学医局等々、働きかけて、体制を整えている状況でございます。

それと、院内においても脳神経外科のドクターが脳神経内科へ移管するなど、体制について整備を進めている段階でございまして、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 伊藤嗣也委員

ですから、こうやって分けるのも、どんどんどんどん進んでいっておるのを否定するわけではありませんけれども、例えば、急患で脳神経内科、要は詰まったのか出血しておるのかというのは緊急の段階ではわかりづらい事案もあるというふうに聞き及んでおります。したがって、現在、市立四日市病院が外傷があるかないかを救急車に確認をするようなERの体制は改めて、やはり脳神経外科医であろうが脳神経内科医であろうが、脳に関する他の病院のように、脳神経外科医のほうが人数が多いわけですから、脳神経外科のほうで対応をとるような体制をとっていくべきじゃないですか。市民が非常に不安がっておると思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○ 加藤市立四日市病院事務局次長

こちらの問題につきましては、当院、院議と申しまして、院長初め診療科も入る会議の中でいろいろ議論もしております。先ほども申しましたように、脳神経内科の充実が一番喫緊の課題だというふうには考えております。

それと、脳神経外科と脳神経内科の協力体制についても、その中で協議はしてございます。なかなか外科的な分野と内科的な分野の仕切りのところは難しい面がございますが、再度これ持ち帰りまして、院長等にお伝えをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

そうですね。議案とはちょっと離れてしまいますけれども、こうやって科目を分けることによって市民の方にわかりにくくなっていくのではないかという危惧がされますので、その辺、今次長からお話しいただきましたけれども、持ち帰って、しっかりと、また議論していただきたいと思っておりますということ。

○ 早川新平委員

これ、実績として、24年度は8278件で、25年度が8435件で160件ぐらいふえているんですよ。これを標榜することによって約900万円ぐらい収入がふえるんですよ、点数があるので。これ標榜して画期的にふえる可能性があるのかが1点と、もう一点は、病理診断科を標榜する、この北勢地域の病院って何院ぐらいあるんですか。市立だけですか。そ



の2点だけ、ちょっと教えてください。

○ 太田市立四日市病院総務課長

今の部分で、加算でふえるかということですが、今現在、24年、25年でこの金額の加算をとれていると。今後も同じようなことを続けますので、標榜したからってすぐふえるかどうかというのはちょっとわからない部分がありますが、ただ、病理診断というのは、病気の疾病とか、どのぐらい進んでいるかというのを詳しく調べるためには有効な診断ですので、必要に応じてふえる可能性もあるのではないかとということですが。

それと、病理診断科を標榜する病院がどのぐらい出てくるのかというのはちょっとわからないのですが、ただ、三重県内で病理医がいる病院はちょっと調べさせていただいてございます。当院と四日市羽津医療センター、三重県立総合医療センター、三重大学病院、鈴鹿中央総合病院、これ、南のほうになりますけど、松阪中央総合病院、松阪市民病院、済生会松阪総合病院、伊勢赤十字病院、三重中央医療センターと10病院で病理医がおるといいますので、恐らく病理医がいるということであれば病理診断科を標榜していくのではないかなというふうに考えております。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

申しおくれましたけれども、市民の方が2人傍聴に入られておりますので、お伝えを申し上げます。

○ 加藤清助委員

一つだけ確認ですけど、元となる国のほうの診療報酬の施設基準が4月に改定されていますよね。うちの条例の施行期日は8月1日なんだけど、これはもともとの施設基準の国のほうの改定の施行が8月になっておるのか、それぞれの自治体で条例を改正して施行期日を定めたらその日なのか、よそとの施行の関係はどうなんですかね、診療報酬の増収にかかわることなもので。もっと早くできたのか、いやいや、これが一斉の8月1日なのか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

民間病院ですと病理診断科の標榜がすぐできますし、松阪市民病院につきましても、こ

の6月で条例改正予定と聞いております。

○ 加藤清助委員

だから、どうなの。

○ 加藤市立四日市病院事務局次長

今回の診療報酬の改定は平成26年4月1日現在でございます。これにつきまして、厚生労働省のほうから疑義解釈というのが来ております。これは4月10日付に来ておるんですが、その中で経過措置が求められておりまして、これについては、従来24年からの基準が病理部が設置されているという条件でございました。

これが急遽、病理診断科が標榜というような条件になりましたが、これにつきましては、平成26年9月30日までに、保健所、または都道府県に提出した届けを東海北陸厚生局に出せば、これは平成26年4月1日から届け出を行っていたものとみなす、いわゆる経過措置が9月30日までございますので、9月30日までに届け出が行われたところについては、現在病理部があるところについては、継続してこの加算がとれるという解釈が来ておりますので、9月までに、つまりは8月に届け出をすれば従来どおりの、基準どおりの加算が継続していただけるということになるかと思っております。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

9月までに届け出をすれば継続して加算が受けられる。4月にさかのぼるということじゃないの。

○ 伊藤 元委員長

ちょっと言葉がどうかと思えますけど、さかのぼって4月からということでしょう、本年の。

○ 加藤清助委員

遡及して加算を受けられるという意味。

○ 加藤市立四日市病院事務局次長

従来の基準の病理部があればということですので、それで加算をとってまいりました。9月までに届け出をすれば、ある意味、遡及してといたしますか、9月末までに届け出が済まされれば、4月1日から加算の届け出がしていたものとみなされるというみなし規定でございます。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

わかりました。さかのぼって。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

○ 村山繁生副委員長

病理医というのは市立病院に何人いらっしゃるんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

病理医、お一人おみえになります。ただ、代務医師という形で5人の方が曜日ごとにみえますので、常にお二人みえるような形になっておりまして、この病理医の先生につきましては、もう平成3年から当院のほうで病理医をしていただいておりますので、もう20年以上お世話になっていますが、病理医として当院のほうにございます。

○ 村山繁生副委員長

組織細胞とか検査の結果は、その病理医が1人で判断するのか、それとも、医師とか病理医同士の判断か、それはどうなんですか。

○ 太田市立四日市病院総務課長

基本的には病理医が、その組織の判断については病理医が判断します。あとは、ただ…

○ 村山繁生副委員長

1人で。

○ 太田市立四日市病院総務課長

ええ。ただ、先生同士で、その間、どうだろうとディスカッションはするというふうには聞いておりますけれども、そうでない場合は指定病理医が判断いただけるというふうには聞いております。

○ 村山繁生副委員長

もう一点だけ。

そうしたら、この間、先日、ある病院で検体を間違えて、乳がんが良性なのに悪性やったということで切られたということもありましたよね。そうしたら、そういう検体のチェック機能というのはどのように。大丈夫なんですか、それ。

○ 太田市立四日市病院総務課長

副委員長が言われたのは、高砂市民病院の内容だと思います。それにつきましては、私ども、診断する際にはバーコードで管理をします。バーコードで管理といいますのは、例えば、組織をとった入れ物に入れるときにはそのバーコードを張ったもの。また、標本をつくりますね、プレパラート、顕微鏡で見る、それについても同じバーコードでのものが打ち出しになると。それについては、ラベルを全部並べてぽっぽっぽと張っていくのではなくて、その組織をとりました、その直後にラベルを張るということで取り違いはないということでございます。

また、容器にその検体を入れるときにもダブルチェックをするということで、先ほどの高砂市民病院については、このバーコード管理はしていなかったというふうに聞いております。このバーコードを読み取ることによって、それとバーコードと電子カルテの画面と一致しないと電子カルテの画面が開かないというようなシステムになっておりますので、当院ではそのようなことは、高砂市民病院のようなことは起こらないというふうに思っておりますし、かつてもそのようなことが起こったことはないというふうに聞いております。

○ 村山繁生副委員長

絶対大丈夫ということによろしいね。

○ 太田市立四日市病院総務課長

はい。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

なしということですので質疑はこの程度でとどめさせていただきます。

それでは、討論に移ります。討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議案第11号市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認めます。本件は可決するべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第11号市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条

例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

以上で、病院の議案審査は終了いたしますが、冒頭にもお聞きしましたけれども、所管事務調査ができるようになっておりますが、軽微なものであれば受けていきたいと思いますが、よかったですでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

ございませんね。ありがとうございます。それでは、病院の皆様、ご苦労さまでございました。

それでは、理事者を入れかえて進めていくわけですが、ちょっと早いですけれども、ここで休憩をとらせていただいで進めていこうかなというふうに思います。再開を50分、10時50分から再開をさせていただきたいと思います。

じゃ、暫時、休憩いたします。

10 : 43 休憩

---

10 : 51 再開

○ 伊藤 元委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を開催させていただきます。

続きまして、商工農水部さん。商工農水部さんにつきましては、予算常任委員会産業生活分科会ということで進めさせていただきます。

まず初めに、永田商工農水部長より、ご挨拶をいただいで始めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 永田商工農水部長

おはようございます。

本年度初めての委員会ということで、よろしくお願いたしたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

座ってください。

○ 永田商工農水部長

失礼します。

今回、3点の補正を上げさせていただいております。

1件目が競輪事業に関する工事の補正でございます。

それから、2件目が企業からの寄附に関するものでございます。

3件目が、流行性の下痢、通称PEDに関する衛生対策の補正を上げさせていただいております。

3件でございますが、よろしくご審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

それでは、議案第3号平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第3号 平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

○ 伊藤 元委員長

資料の説明を求めます。

○ 竹尾商工農水部理事

私のほうから進めさせていただきます。

資料ですけれども、6月補正の予算参考資料の追加分をまずお使いさせていただきたいと思いますが、6ページでございますが、6月補正予算参考資料（追加分）と書いてあります。6ページでございます。よろしいでしょうか。

## ○ 伊藤 元委員長

それじゃ、よろしくお願いします。

## ○ 竹尾商工農水部理事

6 ページの③でございますが、まず、そもそもこの予算の補正に至った経緯についてからご説明させていただきたいと思えます。

まず、9 といたしまして、平成25年の11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正が施行されまして、3階建て以上かつ延べ床面積5000㎡以上の不特定多数が利用する大規模な建築物につきまして耐震診断の実施と結果の公表が義務づけられました。このことを受けまして、2月の末にけいりん事業課が昭和61年に実施しましたメインスタンドの耐震診断報告書の中身を確認しましたところ、耐震数値の一部が新耐震基準を満たしていないおそれがあることがわかりまして、技術的、専門的な面があることから、3月の初旬にけいりん事業課と営繕工務課と建築指導課で確認作業を行いまして、新規基準を満たしている可能性はほとんどないと判断させていただきました。

その後、商工農水部や都市整備部、あるいは、財政経営部、政策推進部の関係部局で、今後どういう手段をとっていくべきかにつきまして協議を随時行いました。

具体的には、当初予算どおりにメインスタンドのつり天井工事を実施して、あわせて耐震診断、耐震補強工事ができないかというふうなこと、それから、先につり天井等を実施した場合に、その場合に手戻り工事がどの程度発生するのかという点、あるいは、メインスタンドを耐震診断、耐震診断補強、あるいは耐震補強工事を実施するのに伴いまして、平成27年度で予定しておりました第2スタンド、第3スタンド関連の工事を、実施時期をいつにするのか、あるいは、少しでも早期に耐震補強工事に取りかけられる工程のあり方等につきまして協議を行いました。

その結果でございますが、現状での耐震数値がわからない状況では補強方法が確定できない上に、メインスタンドが持っております構造の特殊性、あるいは、レースを観戦するという機能面の配慮から、耐震診断に基づきまして最適な耐震補強工事を慎重に工夫して実施していかなければならないと判断をしました。

また、当初予算どおりに実施しますと、仮設の足場設置費用や天井の張り直し等に手戻り工事が生じる可能性が高いこともありまして、今年度はメインスタンドの耐震診断と耐震補強工事設計を行わせていただきまして、平成27年度から耐震補強工事及びつり天井崩



落対策工事を実施していく。あわせて、平成27年度で予定しておりました耐震性に問題のない第2、第3スタンドのつり天井工事を今年度に前倒しして実施させていただくという組みかえの補正予算を、この6月定例会議に上程してご承認をいただいた上で実施していくということで、4月下旬に市の方針案として決定したというのがいきさつでございます。

次に、別添資料の耐震診断報告書についてご説明させていただきます。

まず、資料9ページをお開きいただきたいと思います。

これが、既存の改修工事前の建物の耐震診断結果でございます。第1次耐震診断表、左側、それから、右側が第2次耐震診断表となっております、簡単に申し上げますと、第1次耐震診断というのは簡易な診断でございます。それから、第2次耐震診断というのは詳細な診断ということでございます。

それから、右側の黒く太く、例えば、上のほうですと2階の0.35と、それから、下のほうで、同じく2階の0.31というような黒く枠がふつてありますが、これが当時の0.6を下回っておる。X方向、Y方向とありますが、X方向とは国道23号線と平行に、つまり南北方向がX方向、それから、Y方向は国道23号線とバンクを結ぶ、いわゆる東西方向ということでございます。

次のページは、耐震補強後の建物の耐震診断結果ということで、同じように見ていただきますと、上のほう、X方向、つまり南北方向では2階の特別観覧席のI s値が0.6を下回っておる。それから、Y方向、東西方向では3階の特別観覧席の耐震数値が0.6を下回っておるということでございます。

それから、次に続きまして、今度は予算常任委員会資料をちょっと見ていただきたいと思います。

ページは1ページからでございます。よろしいですか。予算の常任委員会資料でございます。

#### ○ 伊藤 元委員長

常任委員会資料、どんなやつやった。競輪と書いてあるやつやね。あったよね。

#### ○ 竹尾商工農水部理事

表紙が競輪事業特別会計補正予算第1号、食肉センター食肉市場特別会計補正予算第1

号と。

○ 伊藤 元委員長

そんなの、あらへん。ないで。補正予算、参考資料。

それでいきましょう。よろしくお願いします。

○ 竹尾商工農水部理事

よろしいでしょうか。

1 ページでございますが、競輪事業特別会計ということで、今回の補正の内容でございますが、先ほどご説明させていただきましたが、本当にまことに申しわけございませんが、今年度で予算化されておりましたメインスタンドの2階の特別観覧席の改修と、同じく2階と屋内ひさしのつり天井工事を27年度以降におくらせていただきまして、今年度で新たにメインスタンドの耐震診断を実施するとともに、27年度に予定しておりました第2スタンド、第3スタンド関係のつり天井工事及び外壁改修工事等を前倒しして実施させていただく内容となっております。

また、これらの整備事業費の組みかえによりまして、整備事業費全体では2260万6000円の減額となっておりますが、増額につきまして予備費を増額させていただきまして、特別会計の歳出予算全体では補正予算額はゼロとなっております。

続きまして、2 ページでございます。

この表は、右側が耐震診断基準の変遷が記されておりまして、左側のほうが四日市競輪場スタンドの今までの経緯が記されております。まず、耐震診断の変遷から、昭和52年に既存鉄筋コンクリートの設計指針の制定がございまして、 $I_s$  値が0.4以下は耐震精度に疑問がありということございまして、平成2年に同じ指針で改定がありまして、 $I_s$  値が0.6以上というふうな指針になっております。

それから、ちょっと今、平成10年からこういった動きの中で、新建築物の耐震診断、本市としてですけれども、耐震補強工事を実施してまいっておりまして、平成20年には建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づきまして、四日市市耐震改修促進計画を作成して耐震化を推進してきた。

先ほど申し上げました、昨年11月、平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律の改定が行われまして義務づけられることになりまして、競輪が対象となったという

ことで、資料の中央あたりというか下のほうに矢印がございますが、こういった、市が全庁的にやっているさなか、補強工事等を行っているさなかも、昭和62年度、63年度で実施しました改修工事とあわせて実施した耐震補強工事で耐震性が確保されておる建築物であると誤った認識を持ってきておりまして、26年3月に判明したということでございます。

それから、3ページでございますが、一方、今後10年間の競輪事業の収支の試算をしたものでございますが、一番下の事業収支欄でございますが、10年間黒字で推移していく予定でございます。

それから、次に、またちょっと資料が変わりますけれども、財政経営部からの6月補正の予算の参考資料をちょっと見ていただきたいんですけども。

#### ○ 伊藤 元委員長

6月補正予算参考資料14ページ。

#### ○ 竹尾商工農水部理事

15ページでございます。スケジュールが書いてある資料でございます。よろしいでしょうか。

15ページですね。具体的に、今後のメインスタンドの改修工事のスケジュールでございますが、6月定例会議会で了承していただけたら、早速耐震診断業務にかからせていただきます。

11月定例会議会で耐震工事設計を行わせていただきまして、来年度の8月定例会議会で改修工事、耐震補強工事に持っていければと考えております。少しでも早く耐震補強工事に持っていけるようにさらに精査していきたいと考えておりますが、とりあえず今考えられる最短のスケジュールはこの工程でございます。

それから、最後になりますが、メインスタンドの使用についてでございますが、メインスタンドは昭和44年に建設されまして、旧耐震基準の建築物ではございますが、建築基準法上では法改正によって適さなくなった規定につきましては既存不適格という扱いになりまして、法律上は使用の制限を受けることはございません。

また、昭和62年度から63年度にかけて耐震補強工事を実施しておりまして、一定の対策を講じていることから、大きな地震に際しても一度に倒壊するおそれは低いものと考えておりまして、メインスタンドは今後も継続して使用してまいります。できるだけ早

く耐震診断を実施して、耐震改修工事を行いたいと考えております。

また、万が一の発災時には、お客様の避難誘導等に万全を期しまして、安全確保に努めてまいり所存でございます。

ご説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。ご質疑がございましたら、挙手にてよろしく願いいたします。

#### ○ 加藤清助委員

補正予算額はゼロの案件なんやけど、予備費の変更でということと、内容が、特に経過の問題での確認も含めてしたいけど、説明があったように平成25年11月の法律の改定がありますよね。そこで耐震診断の実施と結果の公表というのがあるんですけど、公表というのは昭和61年のこれを公表すると言う公表の対象なのか、公表はいつ、どこに、どうやって公表されたのか。

#### ○ 竹尾商工農水部理事

今回の建築物の耐震改修の促進に関する法律の改修に基づきまして、先ほどの適用条件の建築物については来年の12月31日までに耐震診断結果を公表することになっておりますが、当然昭和61年度のやつは0.6を満たしておりませんので、今年度を実施する耐震診断の結果を公表することになると考えております。

#### ○ 加藤清助委員

法のあれは来年の11月までに改めて診断したやつを公表するという公表の対象ということ。従来の昭和六十何年にした診断のあれは公表の対象ではないということね。

#### ○ 竹尾商工農水部理事

いろんな施設で違いますけれども、うちはたまたまそうやって昭和61年度の耐震診断が、基準を満たしていなかった耐震診断がありました。しかし、それではだめですので、今年

度メインスタンドとしましては来年の12月31日までに耐震診断をもちろん行いまして、それを公表するというごさいます。

○ 加藤清助委員

さっき説明で、古いやつの耐震診断の手書きの表がありましたやんか。これって第1次耐震診断表と第2次耐震診断表というのがあって、第1次は簡易な診断で2次がまた違う診断やろうと思うんやけど、今度新しく診断するのはどういう手法の診断がとられて出てくるの。そんな簡易な診断と二つぐらいあるの、診断方法って。よく知らんけど。

○ 竹尾商工農水部理事

基本的には、今の第1次診断、第2次診断でやっておると聞いております。

○ 加藤清助委員

今も。

○ 竹尾商工農水部理事

はい、簡易版と詳細版。

○ 加藤清助委員

ここではいいですけど、だから、現在も簡易な診断の1次診断と詳細な2次診断の手法があるということやで、その違いがわかるものだけまた資料だけもらえればなというふう  
に思います。

続けていいですか。

○ 伊藤 元委員長

はい。

○ 加藤清助委員

これ、わかったのが、だから、平成25年の11月の改定で改めて見たら満たしていないということがわかったんですよね。

## ○ 竹尾商工農水部理事

先ほどちょっとご説明させていただきましたが、昨年の11月に改定がございまして、建築指導課のほうから耐震診断の結果を提出すると言われておりまして、それがなかったものですので、やっと2月の末に添付させていただきましたやつを見つけてというふうな経緯でございます。

## ○ 加藤清助委員

じゃ、さっき説明があったように、ことしの予算のところではメインスタンドのほうじゃなくての予算を組んでいますよね、通していますよね。そのときは、今2月ごろという話が出たけど、予算審議の段階で耐震基準値が現在のあれに改定されたやつに抵触するというか合致していないということがわかっておって、ことしの当初の事業の事業費を計上しておったということになりますやんか、2月ごろですと。2月の僕らの議会の予算の中では、僕も、ほかの施設は大丈夫なんて聞いたら大丈夫ですと言われたやんか。あのときの答弁とのそごはどうなるの。

## ○ 永田商工農水部長

その経過は、ちょっと繰り返しもございますけれども、2月の末に先ほどの耐震基準の数値を確認させていただいて、資料が出てきたと。3月の頭に産業生活常任委員会がございまして、そのとき、最後の部分だと思いますが、その当時の加藤委員長から、つり天井の予算が上がっているけれどもほかの耐震は大丈夫なのかというお尋ねをいただきました。その段階で、私ども、まだはっきり結論としては出ていませんでしたので、私のほうからは、そのとき、調査をしましてまた報告をさせていただきますというお答えを出させていただいています。本当はそのときに、その状況も加えてお答えをしておけば、こういう状況なのでまだわかりにくいということもお伝えすればよかったんですが、その辺の説明が不十分であったことは反省いたしております。

その後、委員会の後、再度、今度は技術屋さんも入ってもらって、もう一回耐震の結果の表を確認いたしました。0.6がない確率が高いと。ただ、もう少し確認はしたいということと、じゃ、どうやって対応するかというのを中で議論していたという経過でございます。

## ○ 伊藤修一委員

やっぱり経緯の部分で行政に対する不信というか、委員会の審査というのが予算のときに丁寧に話をしていただかないということが不信につながるわけや。ことしの産業生活常任委員会は、去年の委員さんが3分の2残っておるわけや。3分の2残っておるというのは、委員長も含めてやに。ここにおる人たちはみんな、皆さんが言うたことはそうやと言うたわけや。ところが、いや、違うていましたとか、また報告しますわとか、じゃ、そのまたがあったんかと。きょう聞いておるわけやんか、今またというのは。だから、全てがやっぱりそういう行政に対する不信につながるわけやない。そうすると、今後、あなたたちがまた話しても、また同じことを、また次報告しますわとか、同じことを繰り返す可能性もあるわけや。とすると、この委員会の審査というのは一体、形骸化していくわけやもん。あなたたちとの信頼関係はもう壊れていくのと一緒だよ。

そこのところをもう一回さかのぼって、本当に経緯の部分から、例えば、平成25年11月に法改正が来て、そして、2月末まで資料は出てこんだって、それも本当なのかどうかわからへんわけや。本当にそんなこと、一生懸命探しておったかどうかもわからへんやん。それで、3月の時点で加藤前委員長が確認しても、また報告します、またというのは、いつのつもりでまたと言うたのか、そのこともやっぱりきちっと、この委員会では経緯を含めてきちっと説明責任を問われておるわけや。まして、日常的に利用しておる施設に、やっぱり当初予算で組みかえを行うということの重さというのはもっと厳しい意識の認識を持ってもらわんと、やっぱり私たちの今後の、この後の審査も影響すると思うんやわ。まずは、2月、3月までの時点は一体何をしておったのかも含めて、ちょっと説明、きちっとしてください。

## ○ 竹尾商工農水部理事

先ほども申し上げましたが、今建築指導課のほうから資料請求がございまして、探しておりましたが、結局見つからずに、2月末にやっと見つかったという次第でございました。本当に、伊藤委員さんおっしゃるように、報告がおくれましたことは本当に申しわけなく思っております。

## ○ 伊藤修一委員

私ら言うておるのは、もう信頼関係が壊れるよと言うておるわけ。それで、一生懸命探したけど2月まで見つからなんだということを私たちも信じたいと思うんやけど、けれども、じゃ、私ら、逆に言えば、どこを探して、そんな11月、12月、1月、2月まで4カ月もかからな出てこんような資料って一体どこに保管されておったのか。やっぱりその部分だって、出てきたらよかったもののじゃなくて、もともとあったんと違うかとまで思ってしまうわけやわ。だから、もっとその部分の経緯をもっと丁寧に言ってくださいよ。

○ 伊藤 元委員長

答えられますか。

○ 竹尾商工農水部理事

平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正の施行がございまして、それから、建築指導課のほうから、メインスタンドが該当するもので、必要な書類、耐震報告、耐震診断を見つけてくれと、出してくれと言われておったんですけれども、当初は、頭から、先ほど申し上げましたように、昭和63年度でもう耐震基準は満たしておるという認識もございましたので、さっと答えていました。やっぱり、それでは建築物の耐震改修の促進に関する法律の改修の必要書類を満たさないもので、再度資料の提出を言われまして、いろいろと探しておりまして、それが見つかったということでございます。

○ 伊藤修一委員

時系列的に言うと、最初から思い込みがあったから探さなんだということやんか。私がそれを説明してもおかしいやろう。それして、もう一つ言えば、委員会で私たちは競輪の審査をしたときに、当初予算と、それから、当初予算以外でも今後の競輪事業のあり方まで全部含めて審査したわけや。そのときに一体何て説明したのか。そのこともあわせて、もう一回説明ください。

○ 永田商工農水部長

先ほどの補足も含めましてご説明いたしますが、先ほど平成25年11月25日に法律の施行が行われたと。それから、都市整備部のほうから競輪事業課のほうへ問い合わせ等確認がございました。確認の中で、先ほど竹尾が申しましたのは、昭和63年度に耐震補強をやっ



ているので大丈夫だと思っていたのでそういう返事をしていたと。ただ、数値の公表とかいう問題もごございますので、再度依頼がございましたのが2月17日ということでございます。2月の17日に再度の確認ということで、受けましたところでけいりん事業課としても数値を具体的に見るために資料を探しました。その資料を確認できたのは2月27日ということでございます。

繰り返しの部分もごございますが、3月3日に委員会がございまして、大丈夫かというお話をいただいた中で、きちんとそのときに経過も、今言っているような経過をご説明するべきでしたのですが、そのときには調査した上でご報告をしたいということでお話をさせていただきました。その後、庁内的に本当にこの数値がどうなのか、それから、先ほど竹尾が申しました工事を、当初予算をやって、そのまま補強ができないかとか、そのことによる手戻りとか、そのようなことを含めて内部で検討をしておりました。その中で、結論を出したのは4月の半ば以降ということで、今回補正を出していただくという結果になったということでございます。

## ○ 小林博次委員

幾つかあるんやけど、まず、資料のつくり方が当日資料って、こんな資料をつくっておるわけじゃないんやろう、最新の話だけやろう。あちこちあるやつを当日資料で皆まとめて出すのが親切やろう。ほかはそうやってしておるわけや。何でこんな、あっち開け、こっち開けというやり方をわざわざするの。これ、やっぱり改めるべきやと思うんやわ。これは苦情ね。

それから、話、本題に入るけど、昭和61年、62年、63年の耐震診断で2階部分はやっぱり問題ありと。そのとき耐震補強で、個人的な感覚ではほとんどクリアされなかったとおるのやけど。耐震補強をしたわけや。今度の平成25年の11月25日の改定で、この書類やわな、をチェックしたら耐震基準を満たしていなかったと。使えるけど満たしていなかったということに、今の話の続きになるわけやわね。

これ、残念なのは、四日市は地震対策でほかの都市と違ってかなり力を入れてやってきた都市なんやわな。そうすると、そんなふう思い込んでおったのに、競輪場の施設を見たらきちっとされていなかったということやわな。これ、何遍やってもきちっと耐震補強をやらん限りは、改定されるたびに問題になるわけや。金かけて耐震補強しておきながら、全然だめなわけ。一回も触っていない施設と違うんやでな。だから、そんないかげんな

ことばかりしておいたらあかんよというのは、個人的に思っておるわけや。

昭和62年、63年のとき、たしかこの委員会に僕所属しておったと思うので、この論議に参加したことがあるんやけど。だから、何やと、騙されておったんかという感じがしておるわけや。

問題は、最初に知ったのは、もちろんここでも論議はあったけど、新聞を見て、耐震基準を満たさん施設を使わせておるんやなど。ただでも本場へ行くのが少ないのに、そんな、使う人、それ、新聞見たらどんな感じがする。マイナスのかなり大きなダメージを受けるわけやろう。それなのに、のんびりとまだ来年の話をしておるわけや。直ちに補正を組んで耐震診断をやり直して、補強していくというのが道順やと思うんやわ。あんた方、今補強しなくても施設を使うのには問題ないからと。地震が起こって、怖いから避難誘導しますからとこう書いてあるわけやね。そんなのまともな神経の持ち主とは違うと思っておるんやわ。自分の商売ならもっときちっと力を入れてやらんと、だめやと思うんやわ。やっところさ150億円ぐらいから170億円ぐらいに少し回復してきたわけやわな。結局商売で言うたら水差しておるわけや。だから、その辺の取り組み姿勢、これは一体何でそうなおるのか、ちょっと聞かせてもらいたい。

## ○ 永田商工農水部長

まず1点、当時の補強の関係でございます。まず、それからちょっとお話しさせていただきますと、先ほどの予算常任委員会資料のところの耐震基準の変遷のところでも横の表の部分でございますけど——このときに、昭和52年当時、当時は法律が制定されておりませんでして、一番上のところ、右側の、2ページの。耐震基準の指針の制定ということで0.4以下は耐震性に問題があると出ておりました。やはりこれは過去の地震から経験的に出てきたものが0.4ということでございました。それを受けて、私ども、先ほど小林委員からお話ありましたように、私どもがずっとやってきたのは平成10年代以降計画的にやってきたということでございますが、この競輪場の工事につきましては、2ページ左側のところがございますように、昭和61年に診断をいたしまして、62年、63年で耐震補強したと。改修がありましたので、この際に補強工事をしたと、これはある意味でほかの耐震補強が早かったわけですが、逆に、それを私どもの職員の意識の中で、補強は進んでいるという思い込みを生んだと、この辺は意識として、私どもがその次の平成2年の指針の改定、それから、平成10年の市の耐震補強工事の市有建築物の診断の実施、この際にきちんと確

認をした上で実証すべきものが怠っていたということで、これは申しわけないとか申しあげようがございません。本当に、こういうことがないように、私ども職員一人一人できちんとした意識を持たしてやらせていただきたいと思いますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

#### ○ 小林博次委員

人のイメージに傷がついたわけやから、申しわけございませんとかそんな日本語使ったって回復できやんわけやもんな。あと、どんな速度でどう対応するかというのをきちっとしないと、あかんときは避難誘導するよと書いておるのはこんなの全然ナンセンスやと思うんやわ。こんなこと言われなくたってそうなるしかないんやないか。誰が誘導するんや。どうやって担当決めておるのや。

#### ○ 竹尾商工農水部理事

けいりん事業課としまして、年に2回、避難誘導訓練を実施しております。毎月、競輪会議、あるいは運営会議で、今回の件を踏まえまして、意識の徹底、誘導経路の確認、あるいは誘導方法の確認等に力を入れております。そういったことで、とにかくお客さんが安心して競輪を楽しんでいただけるように、避難誘導等、そういったソフト面の強化をますます図っていきたいと考えております。

#### ○ 小林博次委員

言葉はそうやって出るんやわな。昔、あんた、課長が自分の車を本場開催日に洗ってやったやないか。最近はそのようなのも、どこか行ってもらったからいないんやけど。だから、一貫して体質的にあると思うんやわな。口で、何か問題があれば、いやいやこうしますと言われても、一体誰が本当に誘導するのやと。どっち向いて傾いたのかわかるのかと。わかりませんやろう。メインスタンドの右側はあれ4000人入るんや、あの建物な。どうやって避難誘導させるの。できませんやろう。口できれいごと言うてもあかんて、そんなことは。

だから、信頼がなくなっていくわけやからできるだけ早く耐震診断やって、きちっとした補強をやる。中途半端な補強やったらもうせんほうがましやと、取り壊したほうが早いと思うんやわ。もう年数もたっておることやしな。だから、貧乏人の銭失いというのはこ

ういう話をするんやけど、ちょこっとずつやって、結局は直っていない。だから、一遍入り口できちっと建てていないものは、途中で直すといったって簡単にいかんわけや。いくんやったらとっくに直っておるわけやわ。一遍耐震診断やって、基準に満たんからということで、0.4にも満たんからということで、対応しているわけやわな。それでもなおかつだめやったわけやないか。これ以上言ってもしょうがないから答弁聞いてもしょうがないので。

一遍信頼が損なわれていくと簡単には回復できやんから、回復するために、あそこを利用していただく方の信頼を取り戻していくためにどうしたらいいのかということをやっばりきちっと考えて、道筋を立てて説明を加えていくべきではないかと、こう思うわね。だから、今のやっておるやり方、この資料のつくり方が一事が万事、こんなことをやっておって信頼してくれって無理。

以上。

#### ○ 永田商工農水部長

信頼関係を失うということは非常に大きなことで申しわけないと思います。

小林委員からも、最短で取り組むべきだというお話も伺いました。私どもとしましても、この補正をお認めいただきたいというのは、きちんと耐震をするにはやはりもう一度、昔の、当時の耐震の診断と今の診断の仕方も変わっておりますので、きちんと診断をした上で耐震補強の実施設計をさせていただきたいと。耐震診断が12月ごろまでかかってしまうわけなんですけれども、11月のころには第3次判定という仕組みになっておりますので、一定の結果が、めどがついております。そこで、11月で再度耐震補強実施設計の補正を上げさせていただきたいというふうに考えております。

そこで、工事のやり方についてかなりの部分固まってきますので、その後、また、一番短い期間で補強工事の補正を上げさせていただきたい。できる限り早く詰めてやらせていただきたいと考えております。

以上です。

#### ○ 伊藤 元委員長

よろしくお願ひいたします。

## ○ 芳野正英委員

一つちょっとわからないのが、平成7年から随時耐震補強工事も実施しながら誤認していたというのが、耐震化をされていたという資料というのは何が記載をされていたんですかね。要は、耐震工事をいつ行ったかということが記載されていて、I s 値とかは、そこには、記載項目にはなかったということなんですかね。なぜ誤認をしたのかという。何の資料を見ていたから誤認してしまったのかと、その辺ちょっと。

## ○ 竹尾商工農水部理事

簡単に申し上げますと、昭和56年度以降に建築、あるいは、大きな改修工事をした建物は0.6の耐震性を有するということがございまして、この耐震改修を行ったのが昭和62年、63年でございましたもので、そういった0.6あるだろうということで考えておりました。

## ○ 芳野正英委員

そういう意味じゃなくて、例えば、補正予算参考資料の17ページでは、耐震化状況は、都市整備部はまとめておるわけですよ。恐らく、これで言うと耐震化対応済み棟数の187のうちの中に入っておったのかなと推察するのですが、メインスタンドというのは。わかります。そのこういう耐震化状況の、これは数字が出ておるとことは一覧表になっていると思うんですが、その一覧表の中には、そういうI s 値というのは記載をされていなかったんですかね。要は耐震工事をいつ行ったかしか書いていなくて誤認をしていたのかということですね。要は、後で資料を、結局何度か確認があったので再度資料を探して、I s 値が足りないということが見えたということは、通常の耐震化状況を管理しているこの図表の中にはI s 値というのは入っていなかったのかということなんですよ。

## ○ 竹尾商工農水部理事

おっしゃるとおり入っていなかったと聞いております。とにかく、昭和63年度で耐震対応済みというふうな競輪からの報告で終わっておったということでございます。

## ○ 芳野正英委員

ここから先は都市整備部の話になると思いますけど、一応今後の対策の中では、これも一度チェックをするということなんですけど、耐震化状況の取りまとめでいた表自体に要

は問題があるということですよ。そこで一覧をつくっておきながら、耐震工事はされたという記載しかなくて、I s 値とか、どれを基準に耐震化が図られているかどうかというのはまとめている表ではわからなかったということだと思あるので、これは都市整備部のほうにも強く競輪のほうからも言っていただいて、産業生活常任委員会でそういう報告があったと。ここでは一応その他の施設もまたチェックをするということらしいですが、ほかにもそういうことがないようにしていただかないと。

一つ本当にもう疑問なんですけど、耐震化されているかどうかというのはI s 値が基準なわけですよ。そのI s 値が書いていない図表で耐震化状況を取りまとめたというのがいま一つよくわかりません。これは建築指導課が取りまとめたので、競輪としてはなかなかそれは言えないと思うんですけど、そこは僕は本当によくわからないんですけど。

#### ○ 永田商工農水部長

今ご指摘のあった、どうやって耐震化が済んだかどうか確かめていったのか。当時のことを私ども、聞いている範囲ですけれども、そのときはやはり問い合わせがそれぞれの原課にありまして、耐震化が済んでいるか、済んでいないのかという確認がまずあったと。それで、数値までその当時は求められていなかったというふうに聞いております。

今回、やはりその辺で問題も出てきておりますので、やはり数値をつかむべきではないかということと、それから、チェックの仕方が甘かったのではないかということで、現在、再度、耐震の状況を調べておりまして、近いうちにまたご報告をさせていただけるというようなことで聞いております。

#### ○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

#### ○ 早川新平委員

今の補正予算参考資料の芳野委員が言うたのは、誤認をしたという、これ、何をもって誤認かというのは、経緯をるる、部長並びに述べていただいたので、思い込みやったというふうに推測するんですけど、こちらの6月補正予算参考資料のさっきの数値が出ておる表の一番前ね、これ、いつ。建物概要と検討方針というのを、これ期日はいつなのかとい

うのはまず聞きたいんですわ。日建設計さんの8ページに、これ一番右、8ページの検討方針及び耐震診断結果Aのところ、検討方針、その終わりぐらいのところに、さらに、耐震指標  $I_s$  値が0.4以上を目標とした補強案を算定し、補強後についても上記診断を行うものとするというふうに書いてあるのやけど、この時点では、これは行われておったのかな。だから、これがいつの耐震、日にち書いていないものでちょっとわからないんですよ。7ページに書いてある。昭和61年か。その後、診断結果を、補強後に上記診断を行うものとする書いてあるのやけど、じゃ、この61年以降は何もなかった、これはこういう日建設計さんからこういう耐震診断が来て、こういうふうにも書いてあるのに、今後の耐震診断結果と検討方針ってわざわざ明記してあるにもかかわらず、されていなかったのかな。

○ 伊藤 元委員長

これもろうたで、改修したのと違う。

○ 早川新平委員

いや、だから、このページのところに、今言うた、今委員長がそういうふうにおっしゃった部分でしたので、今の意見で。そうすると、誤認したのが平成10年じゃないですか、この資料の中で。6月補正予算参考資料の、今芳野委員がおっしゃっておった16、17ページの、黒い矢印のところに誤認をしたとありますやんか。誤認はどういうふうに誤認が行われたかという芳野委員からの質問の中で、部長もるる経緯を述べたり、思い込みやったというふうに僕は認識をしたんだけど、そうでしょう、どうなのかな。

○ 永田商工農水部長

1点は、思い込みなんですけれども、建築基準法の改正がまず昭和56年にございまして、昭和56年の建築基準法の改正以後の建物については一定の耐震基準を満たしていると。0.6あるというふうなことでみなされていますので、先ほど竹尾が最初に話したのがその分でございまして、62年、63年に大規模改修をしていたものですから、新しい建築基準法の0.6の基準を満たしているものだと思い込んでいたと、その辺も思い込みなんですけど、そういうことがございました。

○ 早川新平委員

そうすると、16ページに、今設計上、左ページの昭和62年、63年の設計上 I s 値0.46と書いてあるんやわな。はっきりここに明記されておるので、0.6足りないということはこの時点でわかるん違うの、すぐに。16ページの表の。

○ 永田商工農水部長

当然、I s 値まで確認に行っていればわからなければいけないというのは当然でございます。そのI s 値の確認を怠っていたというのが、申しわけありませんが事実であると思います。

○ 早川新平委員

それ、今さら突きとめても仕方ないんやけど。

ついでに、最後に、設計上 I s 値0.46というのは、これ、私ら、設計士と違うでわからんやけど、設計上と実質はどういう違いなの。設計上0.46と書いてあるのやけど、設計上になっておっても現実、例えば0.46以下なら全く意味ないので。

○ 永田商工農水部長

私も聞いておる一般的なことでございますが、基本的には耐震診断をいたしまして、補強の実施設計をします。実施設計の中で、一応最新数値これだけをクリアするような数値を出すやり方で補強しましょうということをやってくると聞いています。ですから、基本的には0.46を上回る補強をしたというふうにみなしていくと、そういう考え方であると思います。

○ 早川新平委員

るる過去の経緯を言うておっても、死んだ子の年は考えられへんので、戻ってこないの

で。  
先ほど小林委員がおっしゃったように、今現実これがはっきりわかった以上は、いかに信頼を取り戻して、そこに来ていただくお客さんの安全・安心を確保する。だから、一刻も早く、これは僕はやらなきゃいかんというふうに思っています。その部分はもう小林委員とも同感なんだけどね。だから、今後二度と誤認があったらいかんことやし、現実こ



うやって露呈をされて、今後はもう絶対ないと思うんだけど、じゃ、今からどういうふうな対処をするかというのは早急にやっぱりやっていかなきゃいかんと思います。

以上です。

○ 伊藤 元委員長

いかがでしょう。

○ 伊藤嗣也委員

補正予算参考資料なんですけど、これ平成25年の11月に改定されて、3階以上の、要は建物で、不特定多数の方が利用されると。実際には、これ予備費でなっておるわけですけども、例えば国の補助スキームとかそういうのには乗っからないんですか。

○ 竹尾商工農水部理事

今、先月ぐらいから調べておるんですけども、国土交通省の関係で、県経由なんですけれども、交付金という形で県に国土交通省からいって、それをこういった耐震の関係とか実施設計とか工事費に使えるような交付金があるというふうに聞いていますので、それを今接触して、検討してもらおうように働きかけを行っています。

○ 伊藤嗣也委員

それ多分経済対策の補助ですよ。今年度と、26年度と27年度では国からの補助率が低くなっていくやつじゃないです。早く出せば補助率がいいけれども、遅くなると下がっていくというやつではないですか。

○ 大倉けいりん事業課課長補佐

課長補佐の大倉でございます。

補助金の名前は、社会資本整備総合交付金という名前でございます。それはもともと国土交通省所管の個別の補助金でしたんですけども、それを一括して交付金ということで、地方公共団体にとって自由度が高くて、創意工夫を生かせるような総合的な交付金というのを平成22年度に創設されたものがありまして、それを利用させていただこうと思っております。

○ 伊藤嗣也委員

ちなみに、好循環実現のための経済対策の国の補助スキームは使われない。これには余り合わないという理解でよろしい。

○ 大倉けいりん事業課課長補佐

済みません、そちらの補助金のほうは詳しくないんですけども、建築指導課さんのほうで、この耐震の問題が起こってから探していただいて、それに該当するのはこのものしかないというようなふうに聞いておるんですけども。

○ 伊藤嗣也委員

例えば、聞いた話ですけど、近鉄百貨店がそのような補助金のことを検討されておるということをちょっと耳にしましたもので今質問させてもらっておるんですけども、そちらのほうで十分調査した上で、適切なのを選ばれておるのならいいんですけども、いろんなメニューがある中で一番ベストのやつをやっぱり選んでいただくことも、これも非常に大事なことやというふうに思いますので、どうか十分そこを検討してください。強くお願いしておきます。

○ 伊藤 元委員長

他に。

○ 中森慎二議長

委員外議員ですけども、正確な情報を発信するという意味で少しちょっと確認だけしておきたいんですが、昭和62年、63年にかけてメインスタンドの耐震工事をやりましたと。今までの議論もちょっと見せてもらっていたんですが、設計上のI s値は0.46を上回るような工事がなされたと。平成2年に国の基準が変わってI s値が0.6以上求められていると。そのことの認識がなくて現在に至っていると。26年度当初予算の委員会審査の中で、思い込みの中で進められてきたということで反省すべきはしてもらわないといけないんですが、現実の、メインスタンドのI s値が0.6を下回っている部分、これはX軸、Y軸でたくさんのはりがあると思うんだけど、全てのはりが0.6を下回っているわけではな

いだろうと思うんですよ。ですから、下回っているのはごくわずかではないかと。そうすると、正確にどこの部分のどのほうが0.6を下回っているんだと。そういうようなことを正確にちょっと委員会にも資料提出をしていただいて、だから、当面の使用には大きく崩落することはないだろうし、問題は余りないというふうに考えているから使っていきたいということを持っているというのであれば、そのところを正確に委員の皆さん方にもお伝えする努力をしないとイケないんじゃないかな。だから、メインスタンドの全てのほうが0.6を下回っていてというものではないんだとすると、そのところの情報提供はちゃんとすべきじゃないかと思うんですが、建築のほうも来てもらっているけど、そこら辺のところどうなんですか。

○ 伊藤 元委員長

貴重なご意見をいただきました。

○ 今村 営繕工務課長

営繕工務課、今村です。

先ほどの、本来  $I_s$  値、どの部分が一番弱いのかという形のほうで、質問に関しまして、今日建設設計の資料等をごらんをいただいた中で、10ページのところで  $I_s$  値の0.6を下回っておる箇所につきましては2カ所ということで、X方向につきましては2階の0.46、それと、Y方向につきましては3階の0.47ということで出ておるわけなんですけど、それで、どの部分が一番弱いのかという形のところにつきましては、耐震診断というのが各層、1階、2階、3階ということで各層での総合的な  $I_s$  値を算定するということから、部分的なことにつきましてはちょっと今のところ把握することができませんもので、新たに具体的な診断等をしなければ今現在としてはわからないという状態でございます。

○ 中森 慎二 議長

それはわかるんだけど、現状のデータ分析の中において、明らかに0.6を耐性のほうが下回っているんだと、そういうものではないという認識には立てるわけでしょう。そのところが大事なところなところだと思うんだけど。

○ 伊藤 元委員長

いかがですか。

### ○ 今坂都市整備部理事

都市整備部理事の今坂でございます。

今、営繕工務課長が申しましたように、今私どもが持つておる昭和61年の耐震診断の報告、それから、あれはあくまでも各XY方向、それと、各層単位での評価であるということしか言えませんもので、ただ、それを各柱単位、はり単位ということで弱い部分というものは難しいのかなど、見出せない。2階全体で持つというふうな考え方になります。それしか、今の現状では、診断の方法自体がそのようなものですもので、部分部分を捉えて、この部分が危ないという形は診断結果からは出ないというふうに考えます。

### ○ 中森慎二議長

何やはっきりせん話で、何を言うておるのかよくわからないんやけど、要は、平成2年で国の基準が変わって0.6を担保しなさいというものを、不作為で今まで経過して置いていたわけじゃないですか。でも、競輪開催をこれでもやりたいということをおなたたちがおっしゃっているのであれば、競輪ファンの皆様方に、安心してスタンドに来てくださいということをおる基準のベースの中において理論的に説明せないかんわけじゃないですか。でないと、競輪やめておかないかんよ、そんなことを言い出すんやったら。

だから、今のデータの中において0.6を下回っているのはほんのわずかなはりの部分なんだと、だから大きな支障はないと。安全上も大きな問題はないと考えるけれども、耐震診断は改めてちゃんとしますということの中の理論的な考え方の中で、今、当面ファンの方に入っていただいても問題ないんだということをはっきりしないと、小林委員のおっしゃるようなその部分については、やっぱりファンの人たちを裏切っている形になるんじゃないんですか。安心して四日市競輪に行けないじゃないかという話になってしまっはいけないわけなので。だから、今のあるデータを最大限に説明をして、当面の部分については大きな問題はないということをはっきり言わないと僕はいかんと思うんですよね。でないと解決にならないと思うんですよ、これ、今まで不作為があったわけですから。

### ○ 永田商工農水部長

国のほうは、過去の地震のほうでどの程度建物が強いのかと、これは本当に、I s 値と

というのが完璧でなかなか、正確に地震が起こる場所とか、いろいろと違いますのでありますけれども、一般的に言っているのが0.4から0.6、この間の建物についてはかなり大規模な強い地震があったとしても、倒壊する可能性はないとは言いませんけれども、中破とかをするものが多くて、倒壊、一度にするとという確率は低いというふうに聞いています。ですから、一定の強さとしては0.46ということであるというふうに思っております。

#### ○ 伊藤 元委員長

その辺の言葉的な意味合いはわかるんですけども、今委員の皆さんが言われるのは、それを技術的に数値にあらわしてなのかどうかかわからんのやけれども、もう少しわかりやすいようにファンの方にも説明すべきではないかというようなことかなと思っておるんですけども、そういったことはできないですかね。私たちはこうやって話を聞いてわかっていますね。当然、中にも、きちっといろんな危険のことやとか促しの表記はされると思うのやけれども、その辺、技術的な面でももう少し理解を得るために何か追加の表記をするというようなことはできるかできやんかなんですが。

#### ○ 永田商工農水部長

まず、現状でございますけれども、競輪場のほうには、まず今の段階での表記は一定させていただいております。それは、耐震基準が0.6を下回っているということでご心配をかけていると。ただ、市として、考えとしては、一定の補強を過去にしているので直ちに壊れるようなものではないということでご理解いただきたいというような表記をさせていただいております。

今おっしゃっていただいた、さらに、より説得力のある表記ができるかどうかについてはちょっと持ち帰らせて、技術の専門のところともご相談をさせていただきたいと思いません。

#### ○ 伊藤 元委員長

ぜひその辺を充実していただきたいなというふうに思います。

#### ○ 伊藤修一委員

その部分が一番大事で、委員会がこうやって終わっていつてしまつていたら困るわけ

で、この委員会の中でその部分をきちっと担保すべきだと思うんです。そうしないと、前とまた一緒のことで、わしらに任せてくれという話と一緒になるで。ちょっと午後からもまた続けてお願いしたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

なるほど。

○ 加藤清助委員

さっき部長のほうから競輪場に今回の件を受けて、案内表示が何たら何たらってある、されておると言ったけど、その案内表示はどういう表示がされておるのか、僕見ていないもので知らんもんで、できたら配ってほしいし、それはその競輪場の入り口かどこか1カ所に案内されているのか、ホームページがあるのかどうか知らんけど、その案内の仕方についてもどうなっておるのか確認させてください。

○ 伊藤 元委員長

ということで、加藤委員のほうから案内の手法をどういうふうにされておるのかぜひ、午後からもかかりますので、お昼休みの間に調べておいていただきたいと思います。

それからもう一つ、耐震診断の1次と2次の違い。

(「それは後刻でもいい」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

それは後刻でもいいですか。それはまた、でき次第ということで配付をお願いしたいと思います。

○ 芳野正英委員

もしできるんやったら、資料というのであれば、さっき私が質問したように、取りまとめていた資料なんですよね、都市整備部のほうで。都市整備部で一覧があったわけですよね、耐震ができていないかどうかの一覧表が。その対象部分、競輪のメインスタンドのところはどういう表示になっておったのかというのはちょっと見たいので、せっかくそうや

って時間をいただくのであれば資料を用意していただけないですかね。

○ 伊藤 元委員長

ということですが、できますでしょうか。

(「集約表やな」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

そうですね。

○ 今坂都市整備部理事

今現在の状況の集約表という形で、メインスタンドの部分でよろしいでしょうか。用意させていただきます。

○ 芳野正英委員

この資料の17ページにあるように、平成25年3月末時点で、耐震化状況を都市整備部でまとめてもらったんですよね。その中には結局I s値が入っていないくて、耐震診断工事をやったというふうな表記だったのかどうか、それをちょっと見たいものですから、それを見せてください、該当部分を。

○ 今坂都市整備部理事

そうしますと、この、ここに出させていただいた、いつやな、25年3月時点ということよろしいですか。用意させていただきます。

○ 伊藤 元委員長

よろしくをお願いします。

○ 伊藤修一委員

その資料、せっかくやで、そうしたら、この後、耐震診断業務をもう何カ月かかけてやる、5カ月か6カ月かかるというその内容とか、6カ月かかるという根拠をきちっとこの

議会で、今の議会でちゃんと説明してもらわんと困るので、その資料も出してください。

○ 伊藤 元委員長

あわせて資料請求がございましたが、その辺いかがでしょうか。

竹尾理事、どう。今後の。

○ 竹尾商工農水部理事

用意させていただきます。

○ 伊藤 元委員長

よろしくをお願いします。

お昼を挟むわけですが、資料請求、何点かございましたけれども、時間のほうはどうですか、かかりそうですか。1時間以内で食事もとってもらなならんのかなやけれども。わかりました。そうしたら、とりあえず午後1時からまた再開させていただきますので、できるだけ早いところ用意をお願いしたいと思います。

それでは、休憩に入ります。午後1時から再開をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

12:01 休憩

---

13:13 再開

○ 伊藤 元委員長

お揃いになりましたので、予算常任委員会産業生活分科会を再開いたします。

資料が皆さんのお手元に配られておるとお思いますので、その説明から受けて、また質疑に入っていきたいとお思いますので、よろしくお願いたします。

○ 竹尾商工農水部理事

まず、資料の1ページでございます。午前中、加藤委員からご注文ございました競輪場



で張らせていただいておりますかお知らせ文でございます。

中身につきましては、さきにお出ししています補正予算参考資料の追加分の中の今後のメインスタンドの使用についての考え方をベースに書かせていただいております。これにつきましては、メインスタンドの特別観覧席の入り口が1カ所になっておりまして、必ず特別観覧席に入られる方はその場所を通らなければいけないという入り口がございまして、そこに2カ所張っております。各、2階、3階の特別観覧席の入り口にそれぞれ1枚ずつ張らせていただいております、合計4カ所張らせてあるということでございます。

以上です。

○ 伊藤 元委員長

続いて、説明を。

○ 今村 営繕工務課長

営繕工務課、今村です。

お手元のメインスタンドの耐震診断におけるスケジュールのほうですけど、まず、5カ月という形のほうで耐震診断のほうを上げさせていただいております。

公告期間が30日ということで1カ月、それと、現場調査ということで20日間ということで、この現場調査につきましては、現地における躯体の状況を調査するものでございます。例えば、コンクリート調査とかコンクリートの中性化調査、これのほうに20日間。それと、構造検討ということで、耐震構造設計及び補強設計の基本構想のほうをここで検討させていただきます。それをもとに第三者判定ということで、こちらにつきましては全国の耐震判定委員会の設置登録要綱ということで、三重県のほうでは三重県建築士事務所協会のほうで耐震判定委員会のほうを持っております。こちらのほうで判定をしていただくのに30日ということで、計5カ月の耐震診断設計のスケジュールのほうを立てさせていただいております。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

続いての説明を。

## ○ 中村建築指導課長

建築指導課長の中村でございます。よろしくお願いします。

それでは、私のほうから、お手元の資料2ページ目の、ちょっと表のついたデータ。

まず、今回、この霞の競輪場、これの耐震性についての、いわゆる一般的な文献も含めて、これが今どの程度の危険性があるのかということ判断する材料としてつくらせていただきました。

その中で、まず1点目でございますが、この建物、過去、震災で大きな被害に直結しておるいわゆる脆性的な破壊、もろく壊れる、そういう崩壊をする極短柱というような柱の形状、ちょっとこれ、下に、左上に絵があるんですが、よく学校なんかの校舎でよく使われるような、窓があつて柱もあるけど、壁とか垂れ壁、腰壁、こういうものがあるようなこういう形式の構造体というのは、いわゆる極短柱と申しまして、地震のときにもろく崩壊する可能性がある、こういうものに、今回の霞の耐震の診断の中身を見ると、こういうものは含まれていなかった。

それから、もう一点は、過去の地震被害、これの統計では、いわゆる  $I_s$  値が0.6以上では震災の被害は低いわけでございますが、0.4以下ですと極めて震災の大きなデータという形で出てございます。それによりまして、昭和62年から63年にかけて、当競輪場につきましては、改修工事を行って、 $I_s$  値0.4を下回る部分に壁を増設するなどの耐震補強工事を実施して、いわゆる一定の対策効果は講じられておるということで、以上の考察から、 $I_s$  値が0.6を満足していないために建物の損傷、損壊、これは部分的には起こる可能性はあります。ですが、建物全体が一気に倒壊するおそれは低いというふうに考えてございます。

それから、もともと、この  $I_s$  値という観点、いわゆる過去の震災、そういうもののデータから、その建物の各階を各フロアごとに桁ゆきとはりの方向ごとにそれを評価するものでございます。ですので、部分的に評価というよりは、どちらかという、その層の各方向ごとに、その全体として建物としてどうなのかと。ちょっと左下に書かせていただいた絵がございまして、ここにはせん断グループ、曲げグループ、ちょっと難しい言葉になりますが、いわゆるせん断グループといいますのは、例えば壁とかそういうものというのは地震を受けたときにまず最初に力を受けて、そこで耐える構造になっております。そこで耐え切れなくなると、次に耐えるものというのは、いわゆる柱、曲げ材というものがそこで耐えるわけです。ここに、先ほど言いました、例えば極短柱のような柱が一番手前

にあります。そこで崩壊をしてしまって総崩壊する。そういうものは今回なくて、いわゆる曲げ柱が全体を占めておることから、ある程度の変形、損壊、そういうものは許容しても全体的に一気に崩れることは少ないというふうな判断で考察をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

続きまして、このA3の資料のほうは。これは違った。まだ配っていない。僕ら、もらっています。ずっと回してください。来ておったでさ、みんな一緒に配ってもらったんかになって思っでさ。

○ 中村建築指導課長

建築指導課、中村でございます。

お手元のA3、ちょっと済みません、小さくて。これは、台帳の一覧から抜粋してきたものですから、細かい数字で申しわけございません。

これは、芳野委員からご指摘を受けておりました耐震化対応数の取りまとめの状況でございますが、建築指導課のほうでこの耐震診断、市有建築物の耐震化状況を取りまとめておったわけでございます。その間に、いわゆる競輪場の部分、これ、上から第1メインスタンド、第2、第3のスタンドの部分でございますが、この中で、いわゆる耐震診断不要という意味では、いわゆる昭和56年以降に耐震補強が済んでおったという状況を聞き取ったということで、そこでもう耐震診断が既に終わっておるということで、こちらとしてはカウントとしては上げてこなかったということでございます。

耐震診断、本来はこの中のデータをもう少しこちらが精査すればよかったわけでございますが、それについては建築指導課としても申しわけなかったというふうに思っております。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

以上、追加資料に対してのご説明をいただいたわけですが、ご質疑ございます方は挙手をお願いいたします。

○ 加藤清助委員

私がお願いした案内を見させていただきまして、こういう案内がされているということで確認できますけど、競輪場の設置者は誰なんですか。

○ 竹尾商工農水部理事

この辺に書いてあります、四日市競輪開催執務委員長は、これ、私のことでございます。

○ 加藤清助委員

開催執務委員長が設置者なの。

○ 竹尾商工農水部理事

設置者は市長だと思います。

○ 加藤清助委員

いや、設置者というか、競輪場の建物にかかわることやもんで、設置者名で案内するのかなと思ったらそうじゃなくてもいいんやなと思って。執務委員長がどこまで責任を持っているんかということかなと思いますけれども。

○ 伊藤 元委員長

その辺、明確にお答えください。

○ 竹尾商工農水部理事

いわゆる競輪場で本場開催がありました場合に、全てその競技に係ること等、あるいは、いろんな施設面につきましては、やっぱり開催執務委員長が最終責任であると考えています。

○ 加藤清助委員

だから、開催の事業だとか業務については執務委員長というかなと思うし、今、建物も云々かんぬんと言われたもので、だから、そこら辺の責任の権限所在が恐らくどこかには、所掌に明記されていると思うので、それを根拠に言うてもらわんと、あなたの思いで言われてもちょっと不明確かなと思うんですけど、その根拠はちゃんと確認できますか。

○ 伊藤 元委員長

できますか。

○ 永田商工農水部長

ご質問の意味は、設備というのは市の設備であるので、その開設者というのは市、あるいは市長ではないかというご質問だと思います。それはおっしゃるとおりでございますので、竹尾のほうは運営のほうの全般ということでこの名前を出させていただいておりますけれども、施設ということであれば市長というほうがより正しいとは思っております。その点については、申しわけないですが修正をさせていただくようにさせていただきます。

○ 加藤清助委員

まずいで、それは、だからさ、訂正させていただきますってずっと変えられるのも。自信を持ってちゃんと。こんな事態を迎えたこと自体が問題であってとって散々お詫びしておいてさ、僕らにお詫びしてもらうのも一つやと思うけど、予算のときに審議してきた過程を踏まえてね。言われているのは、皆さんは何よりも、利用者の皆さんに、市として設置者の責任を持ってお知らせというタイトルやけれども、お詫びかもわからないけど、中身はね。きちっとそれは明確にしてやってもらわんと、ああ間違っていましたという意味で訂正しますということやろうと思うんですけど、これでは二重、三重に。

○ 伊藤 元委員長

永田部長、整理して答弁願います。

○ 永田商工農水部長

今申しました、先ほど申しましたのは、施設の開設者としての市長という、あるいは市というほうがより正しいのではないかということでお話をさせていただきました。

竹尾が申しましたのは、競輪の開催については全般竹尾が、開催する委員長が負っておりますので、ファンにご説明するのはこれでいいという判断でさせていただいております。ただ、施設の開設という意味であればより正しいのではないかということで、改めて確認させていただきたいということでございます。

○ 伊藤 元委員長

そうですね。施設についてはやっぱり四日市市のほうになるのではないかなと思いますので、ぜひその辺きちんと整理してください。

○ 小林博次委員

4行目、本競輪場としてはメインスタンドは一定の耐震補強対策を講じていることから始まっておるんやけど、何、この一定の。昭和61年、62年、63年に耐震補強したわけや。だから、法律をクリアしておったはずやけど、その結果を我々は見せてもらっていないんやけど。どれぐらい補強されたかというのは見ていないんやけど。一定の補強対策って何。耐震補強が足らんぞと言われておるのに、いやいや、一定の補強対策を講じていますよというのは説得力、全く欠けるよな、これ。

○ 伊藤 元委員長

竹尾理事、ちょっとお待ちください。

○ 小林博次委員

その次の説明で、一度に倒壊するおそれは低いものと考えておる。そうすると、倒壊するという危険があるものに入れておるのかという話になるわけや。何、この文書のつくり方は。もうちょっと真面目にやらなあかんね。

これ、何で怒っておるかというと、例えば、阪神・淡路の地震の1週間前に四日市の防災対策のほうは、コンビナートに向けて現状の対策では不十分やから震度6強で対応できるようにって通達を出して対策を促したんや。阪神・淡路の地震が起きてからやったのと違う。だから、それぐらい熱入れて対応をつくってきたのに、こんな文書表現とかやってくるともう信頼が丸々なくなるんやわな。だから、せっかく四日市が積み上げてきたものを消してしまうというようなことで、個人的にはちょっと嫌なことを言うておるわけや。

やっぱりもったきちっと書かんと、使っておる者の立場に立ったらこんな書き方あきま  
せんやん。一度に倒壊するおそれがないけれどもと書いてあるわけやわな。これ、何や、  
壊れるような所に入れるのかということ。入れたらあかんやん。一度も二度も、あんた、  
命は一つしかないんやで。あんたらみたいに、命のスペアを持っておる人はええよ、一遍  
下敷きになっても。だけど、一般市民はないんやから、そんなここの表現はあかんやん、  
もったきちっとせな。これはもう単に苦情だけな。答弁を聞いてもあかへんから。

## ○ 伊藤 元委員長

この文書については、ある程度理解している者が見てわかる文書かなというふうな気が  
するんですね。お知らせの部分も余り細かく書くとまた一般の方も見にくいので、一度、  
もう一回ちょっとこれ精査していただいて、改めてきちんとした通達文書にしてい  
たきたいなというふうに思うんですが、それをまた、できましたらひとつ委員会のほうを向  
いてお示しをしてほしいなというふうに思います。

## ○ 伊藤修一委員

先ほど資料、説明をいただいたスケジュールの部分についてなんですが、予算参考資料  
の15ページのところにもカレンダーを載せてもろうてあるので、それと比べて見させても  
らおうと思っておるんですが、一応5カ月の期間は有するというので、過去の診断設計  
期間もあるわけですけれども、先ほどのお手紙の中にも早急にやるって言うておるわけ  
ですから、早急にやっていただく結果、結局5カ月間はどうしても要するというの理解で  
いいのかどうか。

それから、中の細かい診断の内容ですが、現地調査は1カ月もかかるとえらい短いけ  
れども、第三者判定は1カ月かかるという。一番大事なのは、現地調査をしっかりとやっ  
てもらうことが大事やと思うんやけど、現地調査のほうはそんなにかからへんのやというふ  
うにこの資料を見るんやけれども、これで十分なのか。

最後に、15ページの資料を見ると、一応第三者判定が終わると11月定例会議会の補正予  
算を上げると書いてあるんですが、この補正予算を上げるためには、この診断の内容がな  
いことには、その補正予算の概要とかお金が決まってこんのと違うかと思うんやけど、本  
当にこの5カ月のスパンでこれだけのことが全て対応できるのかどうか、まとめて答弁  
いただきたいと思います。

○ 今村 営繕工務課長

営繕工務課、今村です。

先ほどの現場調査につきまして、20日間ということにつきましては、コンクリート調査とか中性化のほうにつきましては、この期間でおおむね終わるという形のほうで考えております。第三者機関の30日というのは一般的に学識経験者の方に判断をしていただく期間ということで、おおむね出してから終わりまでの期間が30日という形のほうをとらせていただいております。

それと、構造検討の過程におきまして、一応、先ほど委員のほうにおっしゃっていただきましたような内容を80日間をかけて検討させていただくということで、11月のときには、おおむねこの構造検討のほうで内容のほうを絞り込みさせていただきたいという形のほうで考えております。

以上でございます。

○ 伊藤 修一 委員

お尻から言うと、もうその80日あったら補正予算の予算は固まると、もうそういうことで、今、11月補正予算で十分間に合うんだという認識でいいですか。

○ 今村 営繕工務課長

詳細には、ここのほうにつきましては固まっていらないんですけど、おおむねの補強設計の基本構想という形で、その中で検討するということがおおむねの概要的な形の予算は決まるという形で考えております。

○ 伊藤 修一 委員

今回のことは、やっぱり早急にやろうというのは共通の理解であるわけだけれども、慌ててしたり、結局足らん場合があったりとか、また戻しがあったりとか、かなわんわけで、この後、カレンダーでいうと1月から耐震実施設計が実際始まるわけだから、結局それをまた、公の募集して、また何とかいろんなあれがあるわけやな、入札みたいな。そうすると、やっぱりきちっとした内容とか概要まで、今回きちっとこの実施設計の中で予算も含めてきちっとできるというふうに委員会で宣言してもらわんことには、半端な話でおおむ



ねで行くんやということの了解が欲しいのか、ちゃんとやれるで任せてくれと言うておるのか、どっちなんかということを知っておる。

○ 今村 啓工務課長

やはり実際の細かい内容につきましては実施設計書を行わなければいけないんですけど、基本設計のほうで耐震診断業務の5カ月でおおむね示させていただけるような資料はできるということで考えております。

○ 伊藤 修一 委員

くどいでもうこれぐらいにしておきますけど、おおむねじゃなくて、今回言うておるのは、きちっとやってくださいよということを委員会が指摘しておるんやと。だから、それに合わせてやっぱりそれなりの、早急にやってほしいとは言っていますが、きちっとやることを最善の努力だけ、また委員長のほうから何かの形で残していただきたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

心配するところですので、ぜひ今坂理事のほうから一言いただいて、その辺を確認していきたいと思いますが。

○ 今坂 都市整備部 理事

今坂でございます。

今回示させていただいておるスケジュール、これは今、可能な限り最短でということスケジュール化をしました。ただ、委員おっしゃっていただいているように、またそれが延びることのないように、この形でスケジュールを進めていって、次回、11月定例会議に補正予算、実施設計のほうを上げさせていただくというつもりでございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

ぜひ、ミスのないように、着実に進むようお願いをしたいと思います。ただし、調べにかかったときに不具合が出てきたときには早急に委員会のほうまで申し出いただいて、

きちんとその辺の説明をいただいた上で進めていただきたいというふうに思います。

○ 小林博次委員

3 ページの耐震判定委員会、これ、三重県の設計事務所協会で作るわけ。四日市にもあるんやけど。

○ 伊藤 元委員長

建築士協会とか何か。三重県建築士協会。

○ 今村宮繕工務課長

宮繕工務課長、今村でございます。

先ほどおっしゃっていただきました三重県の建築士協会ということではありません。第三者判定としましては、全国の判定委員会の設置登録要綱というのがありまして、そこに登録をしておる業者さんでという形になりますので、三重県のほうでは松阪のほうと三重県の建築士協会があるということで、愛知県のほうにもありますので、どこでやるかということについては業者のほうで選定をされるという形で考えております。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

○ 芳野正英委員

資料、ありがとうございました。

やはり案の定というか、この資料だけで耐震ができていると判断したのは早計に過ぎないなという感じもしますし、これ、一番上の診断不要というところが多分メインスタンドだと思うんですけども、本当にこれ、竹尾さんにはもう十分反省していただいて、都市整備部のほうから何度かそうやって中身の確認を問われたわけですから、全然根拠になっている数字も何もない中で診断不要となっているのをうのみにしたというのはやっぱり非常にまずいということはあるので、しっかりとこれから反省をして取り組んでいただきたいのと、恐らくほかの建物もこういうような状況になっていると思うので、I s 値が入っていなかったりとか、それなのに診断不要とかなっている可能性もあるので、この部

分が全部埋まるような形で再度都市整備部のほうでも、都市整備部違うな、財政経営部が見るんでしたかね、今度ね、所管するのは。今後は管財課が確認するんでしたっけ。だと思うんですけど、どこかの部署がしっかりそれを確認するようにして、また議会へ報告していただきたいというふうに思います。

今後は管財課でしたよね。

#### ○ 今坂都市整備部理事

今後は、アセットマネジメントの関連ということで管財課のほうでまとめていくということになります。ただ、並行して、当然建築指導課のほうも内容的なものを含めて整合しながらやっていきたいというふうに思います。

#### ○ 伊藤 元委員長

よろしくをお願いします。

他に、ご意見、ご質疑、ございませんでしょうか。

(なし)

#### ○ 伊藤 元委員長

ないようですので、質疑はこの程度で終結をさせていただきたいと思います。

今回ちょっといろいろな疑義もありましたけれども、やっぱりあってはならんことが起こったわけですので、しっかりその後やっていただくようお願いをしたいと思います。

先ほども申しましたけれども、何か発生した場合には逐一委員会のほうへ情報提供もしていただいて、みんなで問題意識をきちんと共有しながらいいものに仕上げていきたいと思いますので、委員長報告のほうにもその辺記載させていただきますので、ぜひしっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質疑を終結させていただきますので、討論採決と移っていきたいと思いますが、ここで、まず初めに、この懸案について全体会へ送るかどうかということをお聞きしたいなと思うんですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

送らない。なし。そうしたら、皆さん、送らないということでご発言いただきましたので、全体会には送らないということにさせていただきたいと思います。

それでは、討論に移ります。

討論ございますか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしということでございます。

それでは、分科会としての採決を行います。

議案第3号平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認めまして、本件は可決するべきものと決しました。どうもご苦労さんでございました。

[以上の経過により、議案第3号平成26年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

そうすると、これでけいりん事業課の所管の議案についての審査は終わりましたので、理事者の一部入れかえをさせていただきたいと思います。時間かからないですね。すぐですね。委員の皆さんにおかれましては、しばらくお待ちください。どうもお疲れさまでした。

それじゃ、続けさせていただきます。

それでは、議案第2号ですね。工業振興課さんの所管になります。それから、農水振興課さんとあわせてになるのかな。

議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第2項 畜産業費

第7款 商工費

第1項 商工費

議案第5号 平成26年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）

○ 伊藤 元委員長

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第2項畜産業費、第7款商工費、第1項商工費及び議案第5号平成26年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

資料の説明を求めます。よろしく申し上げます。

○ 服部工業振興課長

工業振興課長の服部でございます。よろしくお願いいたします。

一般会計の補正予算についてご説明をさせていただきたいと思っております。

6月補正予算参考資料をごらんください。資料の11ページでございます。

2の内容のところに記載をさせていただきましたが、株式会社伊藤製作所様から500万円のご寄附をいただきましたので、歳入予算に計上させていただくとともに、中小企業振興基金へ積み立てを行うという歳出予算案でございます。なお、寄附者の意向により、市内中小企業の海外展開に資する事業に使わせていただくこととしておりまして、現在、いただいた分を数年かけて使わせていただくような新規事業を検討調整中でありまして、ふさわしい事業の整理ができ次第、予算化を行い、執行していきたいというふうに考えております。

中ほど以降は、中小企業振興基金の状況について記載をさせていただいております。表につきましては直近3年間での基金からの充当状況でございますが、産業展出展促進事業費ということで、市内中小企業がリーディング産業展に出展する場合のブース料の2分の1を支援する経費に充てさせていただいております。平成23年度は156万円、平成24年度は162万5000円、平成25年度は122万5000円という金額を基金から充当をさせていただいております。基金の残高につきましては表の下に記載をしておりますが、平成25年度末で1010万円ということでございます。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

続きます。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

議案第2号の農水振興課所管分につきましては食肉の特別会計の繰出金でございますので、議案第5号のほうでご説明申し上げます。

予算書につきましては49ページから59ページにかけて記載漏れがございますけれども、説明のほうは商工農水部の予算常任委員会資料のほうでさせていただきたく思います。

それで、追加でA3の見開きの差替えというものと、それから、豚流行性下痢の防疫対策1図を配付させていただいておりますけれども、まず、差替えというほうで説明させていただきたいと思います。

本予算につきましては、国内で豚流行性下痢が発生してございまして、当地域、食肉市場への出荷者におきましても、3月下旬ぐらいに……。

○ 伊藤 元委員長

ちょっと待って。これやね。折り込んであるで、わからなかったんやな。A3の資料です。ね、差替え。よろしくをお願いします。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

本予算につきましては、国内で豚流行性下痢発生拡大がございまして、3月下旬に当

食肉センターへの出荷者におきましても P E D が発生しまして、緊急的に防疫体制を強化してございます。その経費につきまして、予算の補正をお願いするものでございます。

差替えという A 3 の見開きの資料でご説明させていただきたいと思えます。

豚流行性下痢につきましてはウイルス性の病気でございます、特に子豚、生まれたばかりの子豚が、お乳を飲んでおる子豚が抵抗力が弱いということで高い確率で死亡に至るということで、養豚農家にとっては大変影響の大きい病気でございます。

また、本病につきましては、家畜伝染病予防法というのがございまして、届け出伝染病という形で、発生した場合は三重県のほうに届け出が必要な病気となっております。

また、本病につきましては、口蹄疫等の法定伝染病とは違いまして症状がない場合は移動も可能でございまして、屠畜場への出荷も可能な病気となっております。

それで、こういったことから、当食肉センターにおきましては、P E D 発生農家の豚も受け入れる必要がございまして、発生していない一般農家との交差汚染を防止する必要がございまして、こういったことがございまして、緊急的に施設の防疫体制の強化を図らせていただいております。

まず、差替えの資料の 1 番の経過及び防疫対応準備でございますけれども、昨年 10 月に 7 年ぶりに P E D が発生しまして、国内で拡大を続けております。施設の防疫体制の強化確認とか、それから、P E D についての勉強会を開くなりさせていただいておりますけれども、3 月 26 日に北勢地域の出荷者においても P E D の陽性が確認されたところでございます。これを受けまして、施設の防疫体制のさらなる強化をさせていただいております。その後、県内におきましても発生が拡大しまして、4 月 23 日の時点で 16 農家となっております。その後、一月以上発生がなかったわけですけれども、5 月 28 日に南勢のほうで 1 カ月ぶりに 17 例目が確認されたところです。

次の発生状況でございますけれども、6 月 16 日の現在で、国内 38 道県で発生件数が 766 件ということで約 98 万頭発症しまして、そのうち 28 万頭の死亡が確認されておるところでございます。三重県内につきましては、北勢 10 件、中勢 3 件、南勢 4 件の計 17 件が現在のところ発生してございまして、そのうち子豚が 4341 頭死んでいるというふうな状況でございます。

それから、次の 3 番目の施設内の消毒体制の強化でございますけれども、A 4 の横の防疫体制の位置図、カラー刷りの準備をさせていただきましたけれども、そちらのほうで説明させていただきたいと思えます。

当施設、車道の出入り口、今1カ所でございます、ここの図にありますように豚の搬入車両、西側のほうから搬入車両が来まして、施設の中に入って東側のほうに出るというふうな形をとってございます。

まず、①番、ブルーの部分ですけれども、豚の搬入車両を消毒用のマットの上を通過していただきます。その後、黄色の②番、車両の自動消毒器、これまでこれは押しボタン式の消毒器でしたけれども、PEDの発生を見まして、消毒の漏れがないようにセンサー式のものに改良しました。既決予算の中で改良してございます。その後、消毒後に左のほうに行きまして、③番の小動物係留所、豚をここでおろしまして、来たところに戻りまして、④番の洗車場で洗車後に消毒して、それからまた、②番の消毒装置で消毒して、①番のタイヤ消毒マットを通過して、東側のほうに退出するというふうな形でございます。

それから、あと、斜めの斜線で赤色で網かけしている部分でございますけれども、この部分につきましては、豚の屠畜解体が終わった時点で、次回、次の日の豚の搬入に備えまして全面消毒を毎日実施してございます。

それから、除菌用噴霧装置という赤丸が二つございまして、上のほうにつきましては来場者用の消毒装置でございます。

それから、A3の見開きのところにちょっと戻りまして、そのほかに分離屠畜というのを実施してございます。分離屠畜といいますのは、発生農家の豚だけを屠畜する費用を設定しまして、受け入れしてございます。

それから、もう一つ、分離搬入による屠畜ということで、一般農家は前日受け入れまして、発生農家は当日に屠畜解体を受け入れるということで、一般農家と発生農家が交差しないような対応も図ってございます。

まず、4月当初でございますけれども、発生農家がまだ少なかったことから緊急的に土曜日に臨時開場して、発生農家分の豚を分離屠畜してございました。

それから、4月に入ってから地域においてもPEDが拡大したということで、土曜日だけでは対応し切れなくなったというふうな状況がございまして、4月18日から土曜日の分離屠畜に加えまして、金曜日に分離搬入による屠畜を実施してございます。

それから、5月からは連続発生の鎮静化等によりまして、土曜日は開場せずに、金曜日の分離屠畜と木曜日の分離搬入による屠畜を実施してございます。

それから、現在6月ですけれども、金曜日の分離屠畜は継続してございますけれども、発生農家の症状も沈静化したということもございまして、月曜日から木曜日にかけては分



離搬入による屠畜を実施してございます。

それから、その次に、4月、5月の屠畜の状況がございませけれども、PEDの発生農家、4月につきましては、金曜日、土曜日合わせて2385頭、食肉処理してございます。5月につきましては、同じように3798頭、PED発生農家の豚も処理してございます。

それから、今後の見通しでございませけれども、PEDにつきましては、これまで気温の低い時期、冬場に発生する病気と考えられてきましたけれども、春になりましても国内の発生が拡大してございます。

それから、あと、単発的な発生が確認されておりまして、先ほど言いました三重県におきましても一月以上たってから17例目が発生したというふうな状況がございませ。

今後の見通しにつきましては非常に困難な状況でございませけれども、国内の発生件数の状況を見ておりますとピークは過ぎたように推測されてございませ。今後は、気温の下がる秋からの発生が心配されてございませるので、引き続き防疫体制、その辺に注意していく必要があるかと考えてございませ。

それから、商工農水部の予算常任委員会資料の6ページのほうをごらんいただきたいのですが、今回の予算の積算の内訳でございませ。

まず、先ほどの説明書にありますように、係留所ほかの消毒経費、それから、消毒ポイントの薬剤の補充、これにつきましては消毒用マットの上の補充とか、それから、洗車場に消毒器がございませるので、そこら辺の薬剤の補充、それから、4月の臨時開場の分離屠畜経費、これらも積算してございませ。

それから、直接物品費につきましては、防疫備品等導入費ということで、場内消毒します動力噴霧器、それから、洗車場で使用します発砲ノズル、それから、来場者用の除菌用噴霧装置、それから、その次の2番の防疫対策消耗品につきましては、タイヤ消毒用マットとか、それから、消毒用の高圧ホース、それから、消毒薬剤費を積算してございませ。しめて658万3680円ということで、658万4000円を補正予算でお願いしておるところでございませ。

説明につきましては、以上でございませ。

## ○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。以上で説明は終わりですね。

説明はお聞き及びのとおりでございませ。ただいまより、委員の皆さんからご質疑を受

けたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

質疑なしということですが、よろしいですか。

そうしたら、質疑なしということですので、質疑を終結させていただきたいと思いますが。

○ 伊藤嗣也委員

地図をもらったんですけど、図面。これはやっぱりどうしても一方通行といいますか、一方通行にはならないという理解、こういうのは行って戻ってくる、入り口が一つで、入り口と出口は別にとすることはもうできないというふうに理解したらいいですか。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

当施設すごく狭小でして、現在の施設では入って出るといふような形しかないんですけども、今後に向けてやっぱり防疫体制を充実させるためには出口と入り口を分けるほうがよりいいということで、どうにかできやんかということで今後検討の課題とはなっております。

○ 伊藤嗣也委員

そうですね。できましたら検討していただくほうがいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

○ 芳野正英委員

A3の資料の分離屠畜と分離搬入の状況なんですけど、発生農家は土曜日は分離で、も

う土曜日は多分発生農家だけだと思うんですけど、一般農家はそうするとこれは木曜日に搬入しているんですか。いつやっているんですか。それとも、金曜日の午前中とか、そういう分離をしているんですか。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

月曜日から金曜日、今の月曜日から木曜日の状況ですね。一般農家の方は前日に搬入していただいて、例えば、月曜日に屠畜するんやったら日曜日に搬入していただいて、PEDの発生農家は月曜日の午前中に搬入していただいております。

○ 芳野正英委員

要は、土曜日は発生農家さんだけですよね。金曜日は分離搬入ということは、一般農家と発生農家が金曜日は一緒になりますよね。それはどう分けているんですか、午前と午後で分けているのか。そういう意味ですか。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

分離搬入の日は、一般農家は全て前日に搬入してもらっております。それで、PEDの発生農家は当日に搬入してもらっておりますので、交差は起きないようにという形は、とらせてもらっています。

○ 芳野正英委員

確認ですけど、一般農家は月曜日から木曜日までということですね。金曜日と土曜日を発生農家に分けておるということですね。

○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

そのとおりでございます。

○ 加藤清助委員

これ、補正予算ですよ。説明聞いていると、A3の最後のほうの今後の見通しというところで、今後気温の下がる秋からの再発が予想されており引き続き防疫体制の継続が必要というんやけど、これが上がってきておるのが4、6月の消毒だとか云々かんぬんやけ

ど、そうすると、また、秋からの6月以降のというか、防疫体制はずっと続くんでしょう。それはもうとりあえず4、6月の薬剤等の見通しだけと、あと資材関係だけの補正になっておるけど、ええのかなと思って。

#### ○ 北上食肉センター食肉市場参事・場長

緊急的な対応が必要ということで、4月から6月までの間、3カ月間の活動を上げさせていただきました。それと、あと、7月からの薬剤につきましては、三重県のほうが国の交付事業を、それを今三重県のほうでの予算の審議をしていただいております、県議会のほうで。それで、消毒薬剤の現物支給という形で当施設にも消毒薬剤を――通ればの話ですが――支給される見込みでございます。

それから、あと、秋からにつきましては、現時点では発生の拡大は予想されておりますけれども、その状況もまだ把握できないというふうなことがございますので、もし今回のようにまた地域での発生が拡大したら、その場合はまた、既決予算の中で対応できない場合は補正予算をお願いする場合もあるかもわかりませんので、その節はまたよろしく願います。

#### ○ 伊藤 元委員長

じゃ、他にご質疑はないようですので、質疑を終結をさせていただきます。

特に問題もなさそうですので、全体会ということもないと思いますので、討論に移っていきたいと思いますが、討論ございますか。

(なし)

#### ○ 伊藤 元委員長

討論なしと認めます。

それでは、議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳出歳入予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第2項畜産業費、第7款商工費、第1項商工費及び議案第5号平成26年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認め、ただいまの審査議案は決することになりました。よろしくお願いたします。

[以上の経過により、議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第2項畜産業費、第7款商工費、第1項商工費及び議案第5号平成26年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第1号)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

それでは、ここから産業生活常任委員会に切りかえます。

理事者の方、一部入れかえになるのかな。

報告が2件ありますので、この報告をいただくのですが、このままでいいのかな。わかりました。そうしたら、報告のほうをよろしくお願いたします。

○ 服部工業振興課長

工業振興課から1件ご報告をさせていただきます。

1枚ぺらでお配りをさせていただきました、ばんこの里会館館長についてという資料をごらんいただきたいと思います。

ばんこの里会館の館長は懸案事項でございましたが、ようやく決定をいたしまして、6月から勤務を開始していただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

お名前は、数馬桂子さん。イングといいまして、沖の島の郵便局の南側に事務所を構えております服飾関係の会社でございまして、その取締役企画室長でございまして、商工会議所の女性部の会長を務めていただいております方でございます。

参考のところでございますが、ばんこの里会館の館長は、平成23年9月定例会議会の決算常任委員会における附帯決議を受けて設置しました、ばんこの里会館あり方検討会の検討結果に基づき、運営主体である萬古陶磁器振興協同組合連合会が任命するものでござい

まして、数馬さんが初代館長ということになります。

市が任命を行うものではございませんが、昨年、産業生活常任委員会ではこの里会館の館長の件につきましては、重要事項でございますので委員会で報告することというご指摘をいただきましたので、それに基づきご報告をさせていただくものでございます。

なお、この後、産業生活常任委員会以外の議員の皆様にも棚入れという形で情報提供をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

#### ○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

もう一件、報告ございますね。

#### ○ 北住農水振興課長

農水振興課長、北住です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、有害鳥獣の関係でご報告をさせていただきたいと思います。お手元のほうに四日市市鳥獣被害防止計画という表紙のホッチキスどめの資料があると思います。

この鳥獣被害防止計画、これにつきましては平成23年度から策定されております計画でございますが、3カ年を目標とする計画でございます。23年度から25年度までの計画がございましたので、26年度から新たな計画を策定させていただきました。

めくっていただきまして、2ページから内容になるわけでございますが、23年度からの計画も若干変更させていただいたところにつきまして赤字で書かせていただいております。

主な変更点についてのみ説明させていただきますと、まず、2ページの被害の傾向のところといたしまして、被害が増加してきております地区を追加させていただいております。

それから、4ページのほうになりますけれども、今後の取り組み方針でありますとか捕獲体制、こういったところに、昨年度補正予算でお認めいただきました猿の大量捕獲囲いわな、これによります捕獲の強化、こういったところを記載させていただいたところがございます。

それに伴いまして、5ページのほうに捕獲計画数の記載がございます。26、27、28年度の捕獲計画という形で記載させていただいておりますが、猿につきましては、一番上段にありますように、26年度100頭、27年度110頭、28年度80頭というような形で計

画をさせていただいたところでございます。

この計画と、それから、実績のところでございますけれども、防止計画につきましてはこのような形でございますが、9ページのほうに、これまでの鳥獣被害防止計画の計画数と、それから、実績のほうを記載させていただいております。前計画の23年度から25年度までの計画におきましては、猿のニホンザルにつきましては計画を50頭という形で起こさせていただいておりましたが、実績といたしましては、23年度11頭、24年度が10頭、25年度が36頭というような形で推移をしてきております。

同じように、鹿、イノシシにつきましても記載のような計画と、それから、計画に対します捕獲数の実績というところでございます。

一番右端に26年度というところで、6月10日現在の数字を載せさせていただいております。猿につきましては計画数100頭でございますけれども、今現在91頭まで行っております。これにつきましては、一番最後、10ページのほうをごらんいただきたいと思うんですけれども、昨年度、猿大量捕獲困いわなということで川島と桜に2基設置をさせていただきました。それぞれ写真のほうをつけさせていただいております。15m、15m、あるいは、10m、20mというような大きなものでございます。

川島のほうでは4月9日に30頭捕獲しました。桜のほうでは、少しおくれまして5月22日に39頭、それから、6月18日に12頭、入ってございます。さらに、この資料をつくってからになったんですけれども、この土曜日、21日に3頭だったんですけれども入りまして、さらに3頭ふえております。

ということで、このおりを使った捕獲で合計81頭の捕獲がございます。そのほかに、重機で行って捕獲していただいた部分もございますので、今現在91頭、それに土曜日の分も含めると94頭という、既に計画に近づくような捕獲実績となっております。

ということもございまして、この計画につきましては、また県とも協議して捕獲計画数の見直しというところも今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

## ○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

以上2件報告をいただきましたけれども、何かこの件についてご質疑がございましたら簡単に。

休憩をとりたいと思いますが、もうこれを終えて。大分かかりますか、質疑。

○ 小林博次委員

かかるかどうか、わからんけど。

ちょっと説明してくれる。過去の市政報告会の中で、被害金額は一体どうやって算定したんやと。全然俺ら関係ないぞという感じがあったんやけど。前も説明してもらったんやけど、腹に入っていない。また、してくれる。

○ 北住農水振興課長

被害金額の算定につきましては前回もご説明させていただいたところなんですけれども、農協とか共済からの聞き取りでありますとか、あと、農家の方々の、一部アンケートをとったりしている集落もございますので、そういったところの情報をいただいた上で出しているというところがございますので、なかなか正確に被害金額をはじくというのは非常に難しいというところがございます。

○ 小林博次委員

だから、難しいで、ここに出てくる数字は当てずっぽうやろうと思うんやけど、実際に困って、健康づくりに農業をやっておったのに、そういうものを放棄したという人たちが報告会で聞いたので、やっぱり実態をもう少しつかむために何か手だてが要ると違うかなと思うんやわ。実際に誰かが、何人かが有害鳥獣にかかわっておるのかといたら、1人が片手間にやっておるということやったから、それではちょっと正確に実態もつかめんやろうなど。だから、実態をつかんで初めて正確な答えが出ると思うので、そのあたり、何か方法があればまた検討しておいてください。

それから、5ページの捕獲頭数、目標数なんやけど、ニホンザルでいうと26年度が100頭、もう94頭ぐらい行ったから、あと6頭で終わりという。27年度が110頭、28年度が80頭、これ、目標はわかったけど、全体がどうなっておるの。だから、例えば、300頭あって、26年度100減らすと200頭になるとか、ふえておる部分もあるわけや。だから、これ実態がよくわからんわけや。だから、その辺がもし資料として出るのなら、ここでわかっておるのやったら報告もらいたいし、実態をわからんのやったら、その辺を表現上書いておいてもらいたいんやわね。だから、淡い期待を持っておるので、やればできるやないのと



いう気持ちはあるんですけど、ちょっとそのあたりだけ説明してくれますか。

#### ○ 北住農水振興課長

今現在の状況につきましては、四日市には、A群、B群、大きくは二つの群れがございます。それぞれ120から150頭ぐらいの群れというふうに把握しております。ただ、そこから若干分かれて二、三十頭で行動しておるというのもございますので、それよりは数が多いのかなというところも思っております。

大型おりで、A群、B群それぞれを狙って置いたおりでございますけれども、A群についてはかなり広い行動域でございますのでまだ1体しか入ってございませぬけれども、できるだけ数を減らして、できれば50頭程度の群れにまで縮小させたいというふうなことで、この計画を立てております。

B群については、菰野と桜のあたりを回遊しておる群れでございますので、こちらについてはできるだけ数をとって減らすというところを目標に置いてございます。

#### ○ 小林博次委員

それだけわかっておるのやったら、ここに書いてくれませんか。これ、市民の人も見ると思うので。

実際にもう被害が出なくなったら、健康づくりに農業も続けておったんですけどやめたという人たちに状況を知らせて、もうやっていただいたらええですよ。こういうことを申し上げる必要があるのと違うんかなと、放ったらかさんとね。

以上、要望にしておきます。終わり。

#### ○ 中森慎二委員

この資料は、防止計画、計画でわかるんですが、これは商工農水部が所管する部分においては農産物の被害防止上、鳥獣被害に対する対策なんだけれども、市民からすると農業の被害だけではなくて、この間、三重団地にアライグマが出てきたというのは聞かれたことがあります。そういうような一般市民への危害のおそれのあるものも出てきているわけで、全庁的に言うとそういうのも含めた鳥獣被害対策みたいなのが必要じゃないかと思うんですけども、その辺は別建てで、今、どこに聞いてもいいのかどうかわからないのやけど、その辺というのは農業被害だけの切り口だけしか今ないわけですかね、こういう鳥獣

被害防止という考え方は。

#### ○ 北住農水振興課長

おっしゃいますようにこの計画につきましては、農林水産省所管の計画でございますので、農作物の被害という観点で立てたものでございます。

あと、特定外来生物の関係につきましては別途つくれるような計画もあったかと思うんですけれども、申しわけございません、そちらのほうは環境部の所管ということで認識しております。

#### ○ 中森慎二委員

その縦割りはわかるんですけど、ノウハウも十分農水の関係は持っていて、そういうところを少し枝を広げたら含めることができるのなら、市民から見たらそういうものも包含し考えてもらうことのほうがメリットがあるんじゃないかな。別に、それは市単独で予算を張りつけてもらってもいいわけじゃないですか、農水のほうはね。だから、アライグマというのは、あれは全然懐かなくて、大人になっていくと飼いきれなくてみんな逃がしているわけでしょう、ペットとしての。自然繁殖したやつは寄生虫の問題もすごく怖いのがあって、そういうのが余り知られていないし、そういうことも含めてやっぱり考えるのが市民サイドに立った政策じゃないかと思うので、農水だけの話じゃなくて、ちょっと少しウイングを広げてもらえば含めることができると思うので、一度ちょっとその辺は考えてもらったらいかがですかね。

#### ○ 北住農水振興課長

この計画そのものにつきましては、そういう農林水産省の定める計画の中で動いておりますので、この計画の中にそれをうたい込むというのは難しいかも知れませんが、実際、例えば、その市街地の中でアライグマが出てというようなケースの場合には、うちと環境部と一緒にあって猟友会の協力を得ながら対応しておるといったような状況がございますので、具体的にはもうそういうような、できるだけそういう行動で、市民の方には助けになるような、そういう行動はとりたいと思っております。

#### ○ 中森慎二委員

ちょっと検討していただくようお願いしておきます。

○ 伊藤 元委員長

そうですね、私からもちょっとその辺お願いをしていきたいと思います。

やはり、これ、自然環境が変わっていくといろいろと思わぬ事態が発生してくることがございますので、横軸を入れていただいて関係部局と連携をして、またいろいろ対策を練っていただきたいというふうに思います。

○ 加藤清助委員

これ、四日市の鳥獣被害防止計画で直したところを赤で書いていただいて、大量捕獲わなの成果はすごいなという印象があるんですけど、ちょっと5ページのところで赤字で書いてあるやつで、ほかにも出ておったんやけど、これ、被害防止計画ですよ。別に、特定鳥獣保護管理計画との整合性を図りながらとあるもので、保護管理計画の内容がどんなもので、それと整合性を図りながらというのは、四つだけ対象鳥獣が書いてあるけど、こっちの被害の防止計画と保護管理計画との整合性を図るというのは何を意味しておるのか、これ以上捕獲したらあかんよというのがあるのか、そこら辺がちょっと読めんかったもので、もし簡単にでもええで説明して。資料でもええけどね。

○ 北住農水振興課長

特定鳥獣保護管理計画というものは三重県のほうで定める計画でございまして、昨年度末に猿の計画のほうを策定されました。この中では、特に保護という観点だけではなく、猿についても非常に群れとして危害を加える、農作物の被害だけじゃなしに、加害レベル、被害の与える脅威の度合いというようなところも、猿の群れとしての行動がかなり凶暴になってきておるといような群れもございまして、人を恐れるレベルの群れなのか、人を恐れずに餌をあさっている群れなのか、そういったような調査もしておりまして、そのレベルに応じて記載がございまして、それとの整合性を合わせた上で、この骨子計画の中でどれぐらい捕獲をしていくのかというところを整合性を合わせるというように、そういうような表現で書かせていただいたところでございます。

○ 加藤清助委員

県の鳥獣保護管理計画というのは、例えば対象鳥獣の頭数的な管理計画というのは記載されておるの。

○ 北住農水振興課長

それはございません。

○ 加藤清助委員

そうすると、何。どういう整合。どういう整合を図るんや。そうすると、整合を図った、この頭数というのはどうやって。

○ 水谷商工農水部理事

水谷でございます。

県のほうの猿の特定鳥獣保護管理計画というのがこの3月に県のほうでつくられまして、その中でレベルファイブまで区分があります。特に、四日市のA群、B群についてはレベルフォーの危険度の高い群でございますので、県のレベルフォーの鳥獣、要は、この場合、猿については、有害鳥獣捕獲の実施を行ったり、群れの状況によっては特定管理計画による個体数調整による捕獲も可能とするということで、県のほうがその計画をうたっております。ただ、今、現在としては、私どもこの有害鳥獣の防止計画の範囲で捕獲をとっておりますが、これがよりレベルがもう一つの5まで行きますと、これはもうレッド個体、要は個体数の調整をするというところまで行きます。

特にB群につきましては、菰野と、それから桜の集落、里山周辺にありますもので、これは山のほうへなかなか戻らないであろうということで、ここの部分についてはもうかなりの数、ほぼ捕獲をしていかないと個体数は減っていかないだろうという、我々専門家の意見もいただきながら、この計画、最終的に個体数調整の計画も県のほうへ申請していくかどうかは県と相談してやっていきたいと考えております。

以上です。

○ 加藤清助委員

そのレベルフォーとかって書かれておる四日市の管理計画はまたコピーでもええで見せてほしいのと、これ、3カ年の、例えば猿の捕獲頭数の目標を書いていますけど、26年度

はもうすぐあと数頭で目標到達なんですけど、この目標計画を超えてでも捕獲はできると  
いうことなの。

○ 北住農水振興課長

超えても捕獲はできます。有害捕獲の許可は必要ですけども、この計画以内で抑えな  
きゃいけないということではございません。

それと、この計画の変更についても、今後、変更について県と協議をしていきたいと思  
っております。

○ 加藤清助委員

ありがとう。

○ 伊藤 元委員長

関連。

○ 伊藤嗣也委員

先ほどの説明で、A群もB群も県でいくと同じレベルフォーであると。にもかかわらず、  
B群はほぼ捕獲をしないと減らない、山へ戻らんであろうと。しかし、A群は50頭ぐらい  
という話が課長からあったと思うんですけども、両方とも里の作物の味を覚えてしもう  
ておるわけですよ。それで、里で生まれた子供は山を知らない。もう生まれたところが自  
分の里というか。だから、そこで食べたものを覚えているわけで。にもかかわらず、なぜ  
A群だけ50頭ぐらいで、B群はほぼゼロへ近づけるような違いが出てくるのかちょっとわ  
からないんですけど、教えてください。

○ 北住農水振興課長

おっしゃるように、今生まれたのはほとんど里で生まれたというのは、もうそのとおり  
だと思います。ただ、A群についてはまだ行動範囲がかなり広くて、山のほうまで行動範  
囲もありますので、もうそちらのほうへできるだけ追い上げて、そちらで今後生活でき  
るような数まで減らせるのではないかというふうに考えておるところで、そういう発言をさ  
せていただきました。

○ 伊藤嗣也委員

そうすると、生まれたのは、里で生まれたのは同じ考え方やと思うんですが、全く山で違うものを食べる、つまりそこへ行って暮らせると。暮らしも違うのに、そのように考えておるから50頭ということが出ておると。ですから、山へ帰せる自信があるということですよ。そのように理解しています。

私は、B群と変わらないと思います。食べ物も寝るところも里ですわ。里山です。だから、山へは帰っていかないと思うんですけれども、だけど、それは今の課長の話やと帰すことはできるということで、再度確認ですけど、そういう理解なんですね。

○ 北住農水振興課長

自信があるかと言われますと非常に難しいんですけど、数を減らして山でも生活できる。やっぱり里に近づけないというのが大事ですので、追い払いも含めて、里に近づけない、それで、山のほうで生活ができるぐらいのレベルにしたいというような思いで発言をさせていただきました。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

まだまだ質疑も話し出すと長くなってくるのかなというふうに思われるんですが、きょうは報告ということでいただいて、ある程度ご意見もいただきました。大事なのは、今後の計画をもう少し詰めてまた報告をいただけると、より安心して見守っていけるのかなというふうな思いがしておりますので、その辺はよろしくお願いします。

○ 伊藤修一委員

猿以外の。申しわけないんですけど、5ページのところにカラスが書いてあるのやけれども、カラス、私、この間、巣があるもので、ちょっと駆除してくれと言うたら、ひながおるで巣立つまではだめですと、そう言われて、それで、結局周りに親のカラスが見張っておって、それで、ごみをやったりするもので、何かな、ここで言うと、小山の処分場にはお金を出してやっておるのか知らんけれども、それはやってもらうとええことやと思うんやけれども、ここにカラスと書いてある以上は、全市的にカラスのこともやってもらう

なあかんのと違うやろうかと思うんやけれども、この辺だけちょっと確認したいけど。

○ 伊藤 元委員長

この辺だけちょっとお答えいただけますか。

○ 北住農水振興課長

カラスにつきましては、非常に営巣もしておって危ないというのもあります。今おっしゃっていただきました小山の処分場については、環境部のほうで業者に委託をして駆除というのもやっておられます。

それと、うちのほうで相談がございますのは、例えば、畜産農家の周辺にカラスが非常に寄ってきて、集落のほうにも農作物も荒らしていくというようなところもございますので、そういったときには猟友会にもお願いをして駆除をしていただいております。そういうふうなケースもございますので、できるだけそういったところ、農作物が被害になるようなケースについては対応させていただきたいというふうには思っております。

○ 伊藤修一委員

5 ページのところ、捕獲数500羽をとるとするのは、要は、環境部の置いてある、あるところの処分場のわなにかかるやつで、本来ここで言うておる鳥獣被害防止計画、これ、本当に防止計画で、結局、商工農水部がここに計画を上げるんやったら、逆に、やっぱり全市的に、さっきのアライグマやないけれども、そういうふうなこともやっぱり網羅した計画を検討していくべきやないかなと思いますので、そういう市民のいろんな声も今後聞いていただいて、環境部に投げておるからここへ上げんでおってもええんやというんじゃなくて、やっぱり町なかでもどこでもそういう害とかいろんなこともあるので、ぜひ今後の検討もお願いしておきたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

全くそのとおりやと思いますので、全市的にきちんと整理をして取り組んでいただけると、その辺はもっとよくなるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

ということで、報告の2件につきましては、この程度にさせていただきたいと思います。

(「資料請求の確認」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

休憩します。ちょっと待って。

ですので、それで、先ほどまでの資料請求がありましたので、あれ出してもらうということでしたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次は、請願に移っていきますので、その前に休憩をとらせていただきたいと思ひます。ちょっと長くなりましたので、15分ぐらいとらせてもらおうかな。45分の再開で。長過ぎる。10分でいい。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

40分でいい。わかりました。そうしたら、今から10分間の休憩で、40分再開でよろしくお願ひいたします。

14 : 30 休憩

---

14 : 40 再開

○ 伊藤 元委員長

再開してまいります。

続きまして、請願の審査に移ってまいります。

請願第4号安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書の提出についてを議題といたします。

請願第4号 安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書の  
提出について



○ 伊藤 元委員長

まず、請願文書の朗読を事務局に求めます。

(事務局朗読)

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

請願の趣旨はお聞き及びのとおりでございます。

理事者のほうから何か補足説明がございましたら、お願いしたいと思いますが。

○ 伊藤 元委員長

特に補足はないということでございます。

それでは、皆様より質疑及びご意見の表明がございましたら、お願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。ありませんか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

特に、質疑、意見もないということですので、採決に移っていきたいと思います。

特に反対もなかったと思いますので、簡易採決でとっていきたいと思います。

請願第4号安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書の提出につきましては、採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認めて、本件は採択といたします。

[以上の経過により、請願第4号 安心して働き続けることができる労働環境の整備を求める意見書の提出について、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決す

る。]

○ 伊藤 元委員長

それでは、意見書の案を配付いたします。

それでは、済みませんが、事務局、朗読をお願いいたします。

(事務局朗読)

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

それでは、ただいま朗読いただきました意見書について、内容にご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしということですので、これを賛成委員による意見書提出の発議とさせていただきますと思います。

それでは、署名簿を回させていただきますので、ご署名をお願いいたします。

○ 小林博次委員

これは文言追加できやんのか。

○ 伊藤 元委員長

追加、必要ですか。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

何かございましたら、一応この場で皆さんで諮っていただいて決めていくわけなんです

けれども、何かございますでしょうか。

○ 小林博次委員

派遣会社が元請で入るよね。それ一つだけのときはかなり高い賃金なんやわね。ところが、それがまた下請、孫請していくと、むちゃくちゃ安いわけや。これが順番に切られてしまう。だから、法律改正があっても、その辺の構造を変化させやんと簡単なことにはなりにくいと思うんやけど、派遣は全部認めないという方法ならええけど、拡大をせいということやろう、ここでは。

○ 伊藤 元委員長

そうですね。なかなか難しいところですよ。

○ 小林博次委員

ええわ。引っ込めておくわ。これが実態やから。

○ 伊藤 元委員長

確かにそのとおりですね。そこら辺をどうやって文言にあらわして出していくかというのは非常に難しいところやなと思いますが、よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

というご意見をいただきましたが、よろしくお願ひいたします。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

それから、今署名をしていただいておりますが、意見書の提出の発議について、提案理由の説明を署名者から行っていただくことになっておりますが、委員長の私のほうから提案説明をさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。じゃ、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、商工農水部につきましては終了ということで、ご苦労さまでございました。ありがとうございます。ご退席をいただきます。

それでは、市民文化部さんになりますますが、もう待機してもらっていますか。それでは、入室をお願いいたします。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

皆様のスムーズな運営にご協力を感謝いたします。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

それでは、会議を再開させていただきます。

市民文化部さんから入っていきたいと思います。

予算常任委員会産業生活分科会ですね。よろしくお願いたします。

前田部長のほうからご挨拶をいただきます。

○ 前田市民文化部長

皆さん、こんにちは。

市民文化部におきましては、平成26年度の一般会計補正予算として、コミュニティ助成事業費の補助金、地域国際化推進一般コミュニティ助成、地域の芸術環境づくり助成についてご審議をお願いしたいと思っております。

それから、後ほどになりますけれども、三重県が進めておりました土地改良事業の区域について見通しが立ちましたので、町及び字の区域を変更する議案を上程させていただいております。

さらに、その後の協議会においては、防犯カメラの設置及び運用に関する検討について、地域活動費（館長権限予算）のモデル地区市民センターの選定についての2件に関しまして、現在の取り組み状況をまとめさせていただきましたので、これについてもご意見賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第12目 国際化推進費

第18目 コミュニティ活動費

○ 伊藤 元委員長

それでは、議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目国際化推進費及び第18目コミュニティ活動費について説明を求めます。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。よろしくお願いいたします。

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

補正予算書16ページ、17ページをお願いいたします。

国際化推進費190万円と、あと、コミュニティ活動費630万円につきましては、一般財団

法人自治総合センターの行っております宝くじの助成事業によるものでございまして、過去の当該助成金につきましては、一旦、市へ交付されまして、それぞれの団体へ交付することとなっておりますが、自治総合センターのほうからその交付決定がまいりますのが、県を通じまして、3月の末から4月15日ということで遅くなっておるということで、当初予算では間に合わないということで今回補正要求をさせていただくものでございまして、合わせまして820万円の歳入歳出の補正予算をお願いするものでございます。

これらのうち、市民生活課所管分といたしまして、国際化推進費190万円とコミュニティ活動費630万円のうち、390万円につきましては私のほうで説明をさせていただきまして、残り240万円につきましては文化振興課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、私のほうから市民生活課所管分について、説明をさせていただきます。

申しわけございませんが、資料、6月補正予算、参考資料のほうで説明させていただきますので、そちらの3ページのほうをお願いいたします。

宝くじの社会貢献広報事業として、財団法人自治総合センターが行っております助成事業のうち、地域国際化推進助成事業について、本年分といたしまして市内の1団体から申請がございまして、その団体に対して助成金が交付されることになりました。

それで、この助成金につきましては、多文化共生、国際理解促進など、地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となる諸事業に助成されるものでございまして、助成金額は200万円までで、補助率は100%になっております。

今回採択されましたのは、富士町にございますブラジル人学校でございます学校法人ニッケン学園でありまして、その内容につきましてはニッケン学園の創立10周年記念事業で、記載のとおり、学校創立の10周年に当たり、周辺の地域住民の方々を招きまして、当該学園に通学するブラジル人の子供たちと保護者との交流を深め、お互いの文化等を理解し合うことで地域における多文化共生を推進しようとするものに助成が認められたということでございます。

具体的な事業につきましては、交流セミナーとか、あとパネル展示、10周年記念のリーフレットや、交流事業といたしまして、ペルーの民族音楽とダンスとか、羽津地区住民サークルによります和太鼓の演奏、それと、ニッケン学園の児童生徒によるダンスなどの市民の企画が予定をされておるところでございます。

ニッケン学園の内容につきましては3ページに記載のとおりでございますが、平成16年

3月に開校されまして、高校を卒業するとブラジル本校の教育課程を終了したことになるとともに、12年間の教育課程を終了すれば日本の大学の入学の資格も得られるということになっております。

1ページ、ちょっとめくっていただきまして、25年度のニッケン学園の生徒全数は156人というふうになっております。

続きまして、一般コミュニティ助成事業でございますが、これにつきましては、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域連携感に基づく自治意識を盛り上げようとする需要に助成されるものでございまして、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備を補助対象にしておるところでございます。

助成枠につきましては100万円から250万円の範囲で、補助率は100%でございます。

申しわけございません。それで、次に、予算常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

#### ○ 伊藤 元委員長

はい。どうぞお願いします。

#### ○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

26年度につきましては、こちらに記載のとおり4団体が申請をいたしました。そのうちの2団体、常磐の伝統文化普及太鼓「ゆう」と水沢の水沢お諏訪踊り保存会の2団体が採択をされたということでございます。

常磐地区伝統文化普及会「ゆう」の太鼓の整備でございますが、これは現在あります桶胴太鼓、長胴太鼓などを購入するものでございまして、250万円が助成金額となっております。

次に、お諏訪踊り保存会につきましては、これも同じく締太鼓とはっぴを購入する経費でございまして、締太鼓につきましては現在のものがもう40年以上たっているということ非常に老朽化しているために新たに更新をするものでございます。

なお、この助成金額については10万円単位でございますので、総経費244万2000円のうち140万円が助成金になっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

## ○ 小林市民文化部参事兼文化国際課長

文化振興課の小林でございます。

私からは、同じくコミュニティ助成事業費補助金のうち、地域の芸術環境づくり助成事業についてご説明いたします。

先ほどの6月補正予算参考資料の5ページをごらんください。

地域の芸術環境づくり助成事業は、公立文化施設におきます企画制作能力の向上、それによりまして公立文化施設の利活用が推進されるというような、みずから企画制作された文化芸術事業に対し助成がされるものです。こちらの補助の上限額は500万円でございます。

助成対象となる事業の実施主体は、市や指定管理者、実行委員会などとなっておりますが、実行委員会については市や指定管理者等が企画運営について相当の責任を負うものという条件がついております。今回は、文化会館の指定管理者である公益財団法人四日市市文化まちづくり財団が、四日市市民演劇実行委員会と協賛しまして取り組む新演劇に対しまして、自治総合センターから助成の交付決定がなされました。

公演のタイトルにつきましては、まだ仮の題ですけれども、「四日市、そこから」としまして、四日市空襲を題材に、ことし12月13日と14日に文化会館第2ホールで2回公演の予定でございます。

財団が取り組む新演劇は、これまでも3回実績がございまして、今回で4回目となります。これまでですと、演出家が脚本を書き上げ、演技指導をして舞台をつくっておりますが、今回の演劇では、出演者たちがそれぞれ四日市空襲を調べたり、当時のお話を聞くなどし、それを再現していくなど、その作業を経まして舞台を作り上げていくというふう聞いております。今週末の29日には出演者が四日市空襲の被災者10人ほどの方々からお話を伺うと聞いております。

総事業費は918万2000円でございます。順に内訳を申し上げますと、脚本、演出、舞台監督など制作にかかわる経費が188万5000円でございます。大道具、小道具、音響、照明、衣装等の舞台に係る経費が350万円、チラシ、ポスター印刷など広報宣伝に係る経費が66万7000円、録画、写真などの記録費として30万円、その他、保険料やスタッフの宿泊代、通信料など合わせて30万円、これ以外に、指定管理者の収入となる会場、備品などの使用料や、それと、出演者、スタッフなどの飲食に係る経費、そのほか合わせて253万円があ



りますが、これは補助の対象とはなりません。この数字を引きまして補助対象経費としては665万2000円となります。

これに対する補助金額240万円の算出方法ですが、補助対象経費から入場料等収入と他団体からの助成金を引きまして、残りの金額の10万円未満を切り捨てた額で計算しております。

入場料等収入は、入場見込み率を65%で算出するという事となっております、チケット代がお一人2000円で計算しております。また、入場料のほかに、出演者らの演劇ワークショップ等参加料も見込んでおまして、これらを合わせて168万2000円、また、他団体からの助成としましては、申請当時、岡田文化財団、それから、独立行政法人日本芸術文化振興会の補助金を合わせて250万円見込んでおりました。これらを差し引きますと247万円となりますが、うち10万円未満を切り捨てまして240万円の助成額となっております。

次に、市民文化部の予算常任委員会資料の、先ほどの2ページをごらんください。こちらは、これまでの実績を記載しております。

この補助メニューは、平成23年度に制度改正がございました。平成22年度までは文化会館への指定管理者等が自治総合センターと同じく総務省の外郭団体である財団法人地域創造から直接助成を受けておりましたが、23年度から自治総合センターに一本化され、市が申請して実施団体に補助するというふうに変更となっております。なお、この制度になりましたからは、昨年、一昨年と、市民ミュージカル、市民オペラで同じコミュニティー助成を受けております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

## ○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。全て終わりましたね、大丈夫ですね。

ご質疑を受けたいと思います。ご質疑のある方、挙手にてお願いたします。

## ○ 加藤清助委員

一般コミュニティーの助成事業のほうなんですけどね、資料と報告をお聞きすると、4団体が申請して、結果、このように2団体、2件の助成決定を三重県が行ったので補助金交付するというふうなことで、それ自体は別にやぶさかではないんですけども、この委員

会でこの助成事業で、予算やったか決算のときも、申請した団体が県のほうで交付決定を受けられるように、援助だとかそういうのもやります、やっていますというふうに聞いたことがあるんやわね。四郷の笹川地区協議会のやつは去年も同じ内容で申請して不採択になってさ、それで、また、26年も同じ、着ぐるみ製作って何、ほかのやつは大体イメージできるんやけど、そもそもこの着ぐるみの製作、ゆるキャラ。それで、2年続けて不採択になるって気の毒やなという思いと、じゃ、市のほうは1回不採択になっておるのやでさ、今度は採択されるようにさ、こういう部分をこうしたらとか多分援助とかされてきたんやないかなと思うんやけど、そういうことはされて不採択になったのかさ、そこら辺の背景だけちょっと説明をお願いします。

#### ○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

昨年も申請していただいて落ちたということで、昨年の、確かに議会のときに私どももできる限りフォローしてということで、今回は残念ながら結果としては落ちた形になっているんですが、実際にはその中身のことについて1回目のとき申請した以上に、いろんなイベントの内容とか、それがどうして必要なんだってこととか、趣旨とか、その辺を非常に書き加えてくださいということで、わりかし丁寧に申請の中身を、こちらのほうでいろいろ協議した中で書き加えた中で提出をさせていただきました。ですから、1回目のままのやつをそのまま出したのではなくて、2回目のときは中身を書き加えて、その要る理由も、それをどんなイベントに使うのかということはかなり丁寧に書いて出したつもりでおりますが、残念ながら少し落ちてしまったというのが現状でございます。

#### ○ 加藤清助委員

富田のほうも、何、そうすると、内容がなかなか決定に至るような内容ではなかったん。相談はあった。

#### ○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

富田のほうは、少し、余りかたくそのときは考えていなくて、1ページ、こちらの予算常任委員会の資料の1ページで、以前富洲原地区の申請があつて、同じような内容で申請がされて認められておりましたので、基本的にはそのままいけば認められるだろうという、——ちょっと甘い判断なんですけど、言われればそうなんですけど——そういうイメージで申

請をさせていただきましたので、これにつきましては、前も申しあげましたように1回で終わるということではなくて、来年度はそれに向けて、できる限り、こちらもまた一緒のようにさせていただいて申請をしていただくように努力をさせていただいてというふうに考えております。

以上でございます。

○ 加藤清助委員

差し支えがなかったら、言えるんやったら、この二つの落ちたやつと事業費の補助の申請枠は幾らやったん。点線になっておるもんで。

○ 伊藤 元委員長

どうぞ。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

富田のほうは250万円でございます。笹川のほうは200万円という形になっております。

○ 加藤清助委員

ありがとう。

○ 伊藤 元委員長

よろしいですか。

他にございませんでしょうか。

○ 中森慎二議長

済みません、今の加藤委員さんの質問と関連するんですが、県が選定する基準なり、選定ラインの部分というのは公表されているんですか。どういう考え方に基づいて、この事業を選ぶという。それは、県民、市民として納得できるようなことがオープンになっているんですか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

県のほうにも、こういった内容で決めるんでしょうかというお話をさせてもらっていたので、落ちたんですかという話もお聞きをするんですが、それは、県として公表はできませんという話で、ただ、言えることは、県のほうでは、市のほうがトップのほうで上げてきたやつについてはある程度優先で上げたい。ただ、県も全部全て、国のほうには上げていくという形をとっているということでございます。

○ 中森慎二議長

今、次長言ったのは、市がトップで上げていったやつは採用するというのやったら、そこにもう手心が加えられているわけですよ、市のほうで。いや、だから、県の、純粹に県の中の選定基準に基づいて順位が決まってきた、この2事業になったのか、市の推薦を含めた順番で持っていったところの作用が結果としてつながっているということになっているの。そこをはっきり聞かせてほしいの。それだったら、市が力を入れた事業が採択されやすいということになるなら、それはもっとちゃんと説明せないかん話になってくるんじゃないかと思うんだけど。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

ちょっと私の言い方が申しわけなかったですけど、基本的には県としては市の一番目のやつについては優先的に上げていくという話まではしているんですが、それは何団体上げているかというのは特に聞いておりませんし、ただ、市のほうも一応この形については順位で、市からの順位は決めて、県のほうには上げておりますので、県のほうは市の順位に基づいて、ほかの市との順位はちょっとわかりませんが、一応そういう形で全部国には上げていくということでございます。

○ 中森慎二議長

よくわからないんですが……。ということは、市が県に上げるときに順位づけをしているということなんですか。その順位づけに重きを置かれることがあるんだと。というと、じゃ、市が、どうしてそれを順位づけの高いランクに置いたのかという説明をちゃんと委員会で見せないかんじゃん、それなら。でなければ納得されないんじゃないの。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

基本的には、順位は市のほうから県に上げるときは上げて順位をつけております。それのつけ方の基本としては、まずは、過去から継承された伝統文化の保存をどうしてもしていく必要があるというようなものの中で、非常に老朽化が激しいとか、そういったものについては基準として一番最初に上げているというのが一つでございます。

その後、その次に、各地域で新たな取り組みとして、これはずっと続けていこうというようなものがあれば、それは2番目として上げて、それ以降は条件に合うものということで、そのような形で順位をつけさせていただいて上げていると。ですから、今、上がっていているというのは基本的には伝統文化のそういった継承が必要なものの、古くなったやつとかそういったものを優先的に上げているというのが今の状態でございます。

#### ○ 中森慎二議長

聞けば聞くほどよくわからなくなってきたので、一度、市の考え方をまとめていただいたらどうなんですかね。これがいいとか悪いとかいうんじゃなくて、市のお墨つきがあって、順位づけの高いものほど採択されやすいというのであれば市の中の選定の順位づけの考え方というのをもう少し明らかにして、委員会も含めて、市民の共有できるものになっていないと、せっかく手を挙げてきていただいたところを事業化していただいたほうが、僕もしてほしいと思っているのでね。そこら辺のところの考え方がもうちょっと整理されるべきじゃないのかなと思うので、また、次回でも教えていただければと思います。

#### ○ 芳野正英委員

さっきの次長のご回答の中で、伝統文化というお話だったんですけど、これは市民生活課の所管の部分で、しかも一般コミュニティ助成事業という、ここにも、4ページにも書いてあるけど、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すということは、何も伝統文化に限ったことではないので、もちろん両方とも大事なんですけど、その伝統文化をこういう納涼祭のやぐらよりも重きを置く必要ないんじゃないかなと思うんですけど、文化振興課ならともかく、市民生活課の事業として伝統文化に比重を置く必要ないんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

#### ○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

去年、地域へ回らせていただいたときに、伝統文化というか、その地域であるいろんなそういった保存するべき獅子舞とか山車とか、その辺で非常に地域の人がその修繕とかそういうのに非常に苦労されていると。だんだんなくしてしまえばそれで終わってしまうということで、そういう話を聞いてまいりました。

まず、今一番大事なのは、四日市市として、市として、やっぱり伝統文化のそれは地域で一生懸命守ろうというふうに考えている方たちがたくさんおみえになるということがございましたので、やっぱりまずは、私ども、市民生活課というよりも市民文化部として、やっぱりそういったものをまず——なかなか表に出てきておりませんが——そういったものを守っていかないと、それは、一つにはやっぱりそれが支えになって皆さんが出てきて、祭りとか山車とか、それで地域のつながりが過去はあったわけですから、そういったものを再生することによって、やっぱりこれからも地域のつながりというのがそれによって出てくるのではないかなというふうにまず感じたところで、それは再生するべきだろうということで、新たなものを否定しているわけではございませんが、順位をどっちかにせえと言えはそっちのほうに今は重きを置かせていただいているということでございます。

以上でございます。

## ○ 芳野正英委員

細かく言うつもりはないんですけど、例えば、常磐の今回の普及太鼓ですとか、神前の去年の太鼓にしても、じゃ、例えば、伝統文化として昔からやっているのかというところではないですよ、これは。太鼓という部分は伝統文化の普及なんですけど、じゃ、村祭りの太鼓なのかというところ、この二つはたしか違うと思うんです。

そういう部分では、その他の部分の、例えば着ぐるみとかと、着ぐるみはおかしいか。お諏訪踊りはわかるんですよ、昔からの市の指定文化財にもなっていますし、観光とか、中納屋の山車はわかるんですけど、何か、その辺が伝統文化というところ、どれも大事なのはわかりますので、伝統文化を第一に持っていくというよりはもうフラットに考えておいてもらったほうがいいのかなという気はしますので、もちろんだれも大事という思いで上げてもらっておると思うんですが、その辺は説明の中で、じゃ、何をもちえて伝統なのかというところも、結構細かく見ていくと苦しいん違うんかなという気がするんで、そこはもうフラットでぜひ見ていただきたいなというふうに思いますし、3回連続で不採択にならないように、またいろいろと手助けをしてやっていただければなと思いますので、要望し

ておきます。

○ 伊藤 元委員長

要望ということで。

関連で。

○ 伊藤嗣也委員

本日の当初に所管事務調査で、私、話をさせてもらったと思うんですが、今、これ、同じような話になっていますので、ちょっともうそれは取り下げさせてもらいまして、今この場でよろしいでしょうか、質疑させてもらう形でも。

○ 伊藤 元委員長

所管事務調査でと言うておったやつですね。コミュニティ助成事業についての進捗を尋ねていきたいというやつやね。

○ 伊藤嗣也委員

はい。

○ 伊藤 元委員長

多分これとマッチしてくると思いますので、この場でやっていただいて結構です。よろしくをお願いします。

○ 伊藤嗣也委員

平成25年6月24日付の予算常任委員会の委員長報告の資料が今手元にあるんですが、コミュニティ助成事業費補助金関係分でございます。そのときの資料を見ますと、やはり採択基準につきましては、市のほうは順位づけを行っておるということになっております。

それで、例えば、一般コミュニティ助成事業でございますが、現実には、太鼓に穴があいておるとか、山車の修理をある程度急ぐ必要があると。これ、前田部長の答弁でございますが、そういうのを、現場の実態を見せていただいた上で順位をつけておるというような答弁をいただいておりますが、この26年度を見ますと、新しい新規の購入なんです

よね、太鼓。ですから、伝統文化、地域のとなってきた、壊れておるものを直すのを急ぐというならわかるんですけど、新品を買うのにはどうかなと。壊れておって使い物にならないから買うという意図なのか、ちょっとそこはわからないんですけども、そういう意味で、順位を実際にはつけておることがはっきりそのときも言われておるわけです。

その後、前田市民文化部長から、今後は新たな発想による新たな取り組みも一定の評価をしていく必要があるというふうに考えておりますということで、その辺についての順位の考え方については特に明文化したものはありませんが、もう少しそのあたりを整理していくということをご答弁いただいております。したがって、26年度の太鼓を決定した、採択になったのはどういう経緯、要は、もう壊れておって使い物にならないから買いかえるのか、太鼓はないと、その地域の活性化のために新品を買うのであった、それで順位をつけたのか、教えてください。

#### ○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

まず、常磐地区の伝統文化普及太鼓「ゆう」のほうは、これはその「ゆう」という団体そのものの太鼓というよりも、その地域の自治会の太鼓を借りてやっているということで、子供さんたちがふえてきたのでやっぱり自分たちでも持ってやりたいということがあったというので、これは新調といたしても少し意味合いの違うというか、自分たちで持ちたいという、こういうことをございます。

それと、もう一点、水沢のお諏訪太鼓については、私もこれも中身を見にいきましたが、先ほども申し上げましたように、ものは太鼓としてはありますが、見ますとやっぱり革のひもが取れたり、もう金属がむき出しになっておるということで、もう昭和40年に革を張りかえたということをございますので、これはもう一回、新たに更新といたしますか新調するという形で今回出させてもらったということをございます。

以上でございます。

#### ○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございます。

昨年度の、当時加藤委員長の分科会長報告にもありますように、明文化したものを整理していくという部長の予算分科会の答弁もありますので、やはり、きょうもたくさんのご意見が出ているように、きちっとわかりやすいルールというものをぜひつくっていただき



ますようによろしくお願いいたしまして、終わりたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

多分継続的なものと、それから、新しくこれから発展的なものと、そのすみ分けかなという気はしておるんですけどね。継続的なものは滞ってしまうとあかんで、やっぱり早いところ、支援はしていかなあかんのかなと思うんやけど、発展的なもののほうに近年立ち上がったものであると、まだ先々が発展していくのか消えていくのかという不安な要素があるで、その辺で迷われるんかなという気はするんやけれども、やっぱりやろうと言った人らに対しては、やっぱりしっかりと支援をしてどんどん続けていってもらおうというような方向性で指示指導をしていただきながらやっていくべきやろうなというふうに思います。せっかく立ち上げてもらうんですからね、これ大変な思いやと思いますので、よろしく支援のほどをお願いしたいと思います。

○ 芳野正英委員

ちょっとさっきのと離れて、今度は地域国際化推進助成事業のニッケン学園のやつなんですけど、ちなみに10周年記念事業をいつするのか。やる場合の、これ、ニッケン学園さんが告知されるのかなと思うんですけど、そういう告知は羽津地区だけですか。例えば、ほかに居住地である笹川の皆さんとかにも案内とか出されるのかなと思って。その2点、お願いします。

○ 廣田市民生活課多文化共生推進室長

今回は学校の所在地の地域を対象とするということで、広報に関しましては羽津地区を中心に考えております。ただ、広報よっかいちのほうで、多文化を感じるイベントとして6月下旬号で掲載をさせていただいております。日にちは平成26年7月26日の土曜日でございます。

○ 伊藤 元委員長

芳野委員、よろしいですか。

○ 芳野正英委員

市の広報に上げてもらっておるということなんですけど、羽津の皆さんには地域開放でサッカーチームとかに開放しているということなんですけど、笹川の皆さんとしても、やっぱり多文化共生をやっていただいておりますので、そういうところへも周知を地区広報へと流すとか、そういうのもお願いできればなと思いますので、よろしくお願いします。

○ 伊藤 元委員長

要望です。よろしくお願いします。

○ 伊藤修一委員

7月26日というと、ちょうどことはブラジルのワールドカップもあって、いい時期やと思うのよね。なかなかこういう機会でないとなッケン学園さんに対する、そういう支援というのが今までやっぱり決められた範疇の中でしかできなかったことに対して、宝くじで当たったといううれしいというよりも1回限りというのがすぐ想定されてしまうわけで、できたら、やはりこの機会を通して、市民文化部のほうでも、次へつながるようなやっぱり内容とか、次へ、また来年度へ、また地域の交流とか、つながるようなそういう支援をやっぱり中に仕組んであげないと、やはり一過性の宝くじやでと言われてもやっぱりもらうほうもうれしいけれども、逆に、一過性というのはすごい、1回だけと言われるとやっぱり、市の施策として単に財布の中を宝くじが通過していったということではちょっとさびしいかなと思うんやわ。だから、今回、やっぱり、市のほうとしても、羽津地区の人を対象にという部分であれば、どういうふうな市としての支援ができるのかとか、それから、今後に向けてはどうなんかということなんかも、この委員会でもぜひ披瀝していただけたらありがたいなと思うんやけど。

○ 伊藤 元委員長

いかがでしょうか。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

委員おっしゃるとおりだと思います。これで終わって、これで、もうそれでイベントしたら終わりやということにはならないように、どういったやり方がいいかというのは、やってみて、その地域の人が、これでどういった盛り上がりをするか、もう十分見させてい

ただいて、それによって、また、こういったやり方がいいかというのは議会のほうにも提案をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

#### ○ 伊藤修一委員

ありがとうございます。

ぜひ、この部分については、初めてこういうふうな形で市が関与するということが出てきたわけだから、ぜひこの貴重な機会に取り上げていただいて、やはり、子供の学校ですけれども、外国人市民というて結局親もおるわけやから、四日市には。だから、結局、子供が何十人おるといっても、二親おればその掛ける2おるわけやし、兄弟もおれば、いろんな部分で外国人市民の方のそういう支援というのはここからまた新しい取り組みの間口が広がるはずだから、今回すごいやっぱり期待もしておりますので、ぜひとも、そういう今回支援のほうをまたよろしく願いをしておきたいと要望しておきます。

#### ○ 村山繁生副委員長

ニッケン学園さんの中身へ全然入り込むつもりはございませんけれども、12年間教育課程を終了すると日本の大学の資格を得られるということで、実際大学に行かれる方とか就職状況とか、卒業生の把握されているところがあったら、教えてください。

#### ○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

過去からというより、25年度お聞きしたところには、卒業生が12名おみえになって、高校の卒業ということになるんですが、そのうち2名が通信でのブラジルの大学というのを受けられると。それと、あと5人が、9月に入学ができる大学があるようで、そのための勉強を今されているということで、残りの5人は今は就職かなと、そんなような状況を今は聞いております。

以上でございます。

#### ○ 村山繁生副委員長

就職されておるんですね、もう5人。わかりました。

○ 中森慎二議長

この事業に何も反対するものでもないし、参考に教えてほしいんですが、総事業費の全額補助という形の中で、これは県からの特定財源を四日市が交付する形なんだけれども、同じ羽津地区に朝鮮初中級学校があるんですが、そことこのニッケン学園が10周年を機に生徒さんをちょっと招待するとか、そういうようなことというのは含まれているんですか。

○ 廣田市民生活課多文化共生推進室長

朝鮮学校と交流をするという話は聞いてはございません。

○ 中森慎二議長

それは事業費の全額補助をするような事業内容であっても、そういうようなことを行政としてはどうなんでしょうかということすらもすることもないということなのかな。計画はされていないから、それでいいということなのかな。

○ 伊藤 元委員長

いかがお考えでしょうか。難しい。

○ 廣田市民生活課多文化共生推進室長

申しわけございません。今回は多文化共生ということで、日本人市民と外国人市民の共生という点でこの事業を捉えておりまして、ちょっと朝鮮学校さんのほうとは視野に入っていなかったというところがございます。

○ 中森慎二議長

もう一度言ってくれない。はっきり言ってください、聞き取れなかった、意味が。

○ 廣田市民生活課多文化共生推進室長

済みません、今回の多文化共生のイベントということで、日本人住民とブラジル人住民、外国人住民と地域住民の交流ということで事業の企画を受けております。

○ 中森慎二議長

多文化共生推進室長、あなたの職域からして、それはそういうことでいいんですかね。ニッケン学園さんの事業は300万円の事業で、そのうちの一部を補助するというなら僕は何も言うつもりはないし押しつけるつもりはないんだけど、そういうことでいいわけやね。あなたの答えたことでいいわけなんですね。

○ 伊藤 元委員長

いかがですか。

○ 前田市民文化部長

基本的には、多文化共生というのは、それぞれの文化の違いを超えて交流をするということが基本になってまいります。今回はブラジルの方が、南米系の方が中心に学ばれるニッケン学園での創立記念ということになりますので、ニッケン学園のご意向も踏まえる中で、そういう地域のいろいろなそういう団体にご案内を申し上げたりとか、働きをさせていただくということではできらるうというふうには思っております。

○ 中森慎二議長

これ以上言うつもりはないんですが、くどいようですが、総事業費の全額を税金投入でやっていただく事業だと。その性格において、多文化共生を四日市が進めようとする所管課の責任ある人たちが、このニッケン学園さんの事業に対して、同じ羽津地区にもあるというような多文化を持ってみえる方々が交流できるような、あるいは、そういう方々も含んだ事業としてもらうべきではないかというようなアドバイスもしないまま事業が行われているということがどうなのかと私申し上げている。その上でも、ニッケン学園さんもそうじゃないんだと、我々だけでやるんだと言われれば、それはそれで強制はすることはできないかもわからないけれども、100%税金投入の補助金で事業が行われると。ここのところの性格の違いだけはちょっと理解しておく必要があるんじゃないかと私は思うので、あえて意見として、予算常任委員会の委員ではありませんが、申し上げておきたいと思えます。

○ 伊藤 元委員長

今、貴重なご意見をいただいておりますが、非常にちょっと横軸もあって難しい部分が

あるかと思いますが、ひとつ一遍また改めてきちっとその辺も整理していただけるとありがたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

なしという声をいただきました。それじゃ、ほかに質疑もないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、討論、採決に移ってまいります。特に反対とか問題のあるような事案はなかったかと思っておりますが、全体会への送りはなしで結構ですね。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

それでは、全体会へはなしということで、送ることはなしということで決めます。

それでは、討論に移りますが、討論ございますか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論もないようです。分科会としての採決を諮っていきたいと思います。

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目国際化推進費及び第18目コミュニティ活動費につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認め、本件は可決することに決しました。

[以上の経過により、議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第12目国際化推進費及び第18目コミュニティ活動費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

それでは、ここから産業生活常任委員会に切りかえましてやっていきたいと思いますが、1時間も経過しておりますので、ここで10分ほど休憩を挟んでいきたいと思いますが、10分というとなかなか、これ。そうしたら、3時50分から再開をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

15：38 休憩

---

15：50 再開

○ 伊藤 元委員長

それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続きまして委員会を再開させていただきます。

それでは、市民文化部さん所管の議案の審査から行います。

議案第15号町及び字の区域の変更についてを議題といたします。

議案第15号 町及び字の区域の変更について

○ 伊藤 元委員長

議案についての説明を求めます。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

市民課長の石川でございます。

まず、議案第15号町及び字の区域の変更についてのご説明を申し上げます。

定例会議案93ページから101ページ、並びに、別冊で地図なんですけれども、別冊の参考図面がございます。それとともに、ご説明のほうは提出議案参考資料20ページをごらんください。

○ 伊藤 元委員長

提出議案参考資料、一番最後ですね。お願いします。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

三重県が、小山町、山田町及び北小町地内で行いました県営ほ場整備事業四日市南部地区に伴いまして、土地改良後の区画に従って、町及び字の区域を変更するものでございます。

全体の位置につきましては、議案のほうの101ページに図面がございます。

詳細につきましては、別冊の参考図面でそれぞれの町の区域の変更についてごらんいただければと思います。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。ちょっと資料の地図のほうが多いですけどね、確認をしていただきたいと思います。

それでは、ご質疑をお受けしたいと思いますが、ご質疑ございませんでしょうか。

○ 加藤清助委員

これは理由はわかるんですけど、合理的なあれで区域に変更するものということで、名称的な変更ではないという意味。区域の変更ということ。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

町名が変わるところもございますし、字が変わるところもある形ですね。



## ○ 加藤清助委員

じゃ、合理的な町名及び区域に変更する、それで、名称が変わるところもあるということやんね。さっき休憩時間にちょっと話題になっておったんやけど、そうやって市のほうが旧の町名、字を変更するやんか。そうすると、例えば、その地域の中では旧の町名がもう通称で使うところもあるやんね。通称として、住民としては。市のほうから、いろいろ送ったりするときに、新しい何丁目何番地とかというので送るのか、旧の何とか何とかで送るとかいうのを、そういう合理性とか使い分けというのはどういうふうに扱っておるの。

## ○ 石川市民文化部参事兼市民課長

委員がおっしゃってみえるのは、いわゆる通称名、自治会名という形と市が使っている公称町名ということだと思うんですけども、こちらのほうに市からの郵便物については公称町名で送らせていただいております。

## ○ 早川新平委員

今、加藤委員がおっしゃったのは、通称町名、要は旧の単位自治会長さん宛てに、いろんな書類とか、これは基本的には地区市民センターに行ってから、地区市民センターから単位自治会長さんに行くときに、昭和41年に何丁目何番地という形が変わりました、例えば、1丁目でも2丁目でも、区域が広いので、単位自治会長さんというのは、例えば寺町とか中町とか、こういう自治会長さんがおるときの書類なんかはそういうふうに行っているよという話をしておったので、今回の議案とは少しかけ離れるかもわからんけれども、目指すところ是一緒やと思うんですけど、その意味で加藤委員が質問されたということで、それは実際、その事実をご存じですか。

## ○ 石川市民文化部参事兼市民課長

早川委員がおっしゃったように、実際、郵便物、自治会長様宛ての文書については通称名で送らせていただいているということだと理解しております。

## ○ 早川新平委員

続けてよろしい。

○ 伊藤 元委員長

はい、どうぞ。

○ 早川新平委員

それはわかるんですけれども、例えば、今回のこの議案にしても、いろんところで、今加藤委員が指摘をされておった、町及び字の区域が存続で区域の変更が必要となってきたという、長い目で見ると40年ぐらい過渡期で、2丁目とか3丁目、地域によっては通称町名を自治会で使っているところもあるわけですよ、現実には。だから、そういったところは行政としてどういうふうに指導していくのかなということをお伺いしたい。あくまでも何丁目何番地でいくのかと。

その弊害というか、そういうものが全国各地で出てきておるところがあって、通称町名のほうがわかりやすいとかいうところがあるので、行政としてはどういう指導をとっていくのかなと。あくまでも、今回の15号の議案に関しても、こういう形になったので、新規のところはいいと思うけれども、併合しておるところありますやんか、そのところはもうはっきり公称町名一本でいくのか、それとも、通称町名のほうが利便性があるって、年代の差があると思うんだけどね。そのところは、行政としてやっぱりとっていかなくやいかんと思うんですけど、お伺いしたいんですけど。全部、あくまでも公称町名で、もう何丁目何番地でいくという形ですよ。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

行政といたしましては、市といたしましては、新たに通称名というのを設けるというふうには残念ながら考えていないところでございます。ただ、早川委員がおっしゃってみえるように、実際使っている自治会長さん宛ての文書については通称名、町名で送らせていただいているというのが本当のところ、意外と。届くものというのはそれで届かせていただいている形を。

○ 早川新平委員

別に責めている気はないんですけど、それが現実であって、そういったことが。通称町名というのはあくまでもその地域でなれ親しんだ町名だというふうに現実には思っています。ですから、行政として、やはり変えていくんだという姿勢があるのであれば、わかり

にくいが多分やっていると思うんですよ。単位の町名は今現実にはないんだけど、5町ぐらいが重なって1丁目とか2丁目だから、その中の区別となると、どうしても通称町名になるのか、あるいは、これからは単位自治会の番号制でいくとか、そういう形でいかんと通称町名っていつまでたっても解決していかんと思う。

もっと言うなら、前、一時聞いたことがあるのやけど、磯津というのは実際の公称町名は塩浜2000番地やと私聞いたことがあるんだけど、磯津は通称町名ですよと言われて、本当なのかなと思ったことあるんだけど、今でも現実には磯津という名前が存在しているじゃないですか。だから、そういったところを併用してオーケーなのか、それを、加藤委員もそれをちょっと。

#### ○ 伊藤 元委員長

統一していくべきではないかというようなね。

#### ○ 早川新平委員

そういうことやなしに、この案件で、ここに書いてあるように存続することが不合理であるというふうにここに文言が書いてあるで、ここだけのことなんです。そこだけのことで。だから、今回の15号議案とはちょっと脱線したかもわからんけれども、事実としてこういうことがありますよということを指摘したまでですよ。

#### ○ 伊藤修一委員

多分、早川さんが言ってみえるのは、住居表示という概念と、山の、地域の字の整合性を合わす用事とはちょっと話が違う部分があるんやないかなと思うので、住居表示という表示方法は、やっぱり国のほうで決めて、地域の住民が独自でそういうふうなことは使えるわけじゃなくて、法に決まったそういう例があって、住居表示、法で切りかわったと思うんやけど、そのところをちゃんと説明せなあかんのと違うやろうか。

#### ○ 石川市民文化部参事兼市民課長

住居表示法、実際住居表示区域という中で呼んでおるんですけども、四日市が203町、地区にして12地区が住居表示を実施しているところがございます。伊藤修一委員がおっしゃったように、いわゆる山間部というか今回の議案については小山町で区画整理、補助整

備を行った、そこで線引きを変えた、そこで字とか町が変わったというところなんですけれども、住居表示に基づくものについては、実際のところ、町名も変更になり得る、例えば、何丁目という表示をすることもございますので、そうした中では、当然、そこに住んでみえる人の合意、あるいは、土地の地権者の合意があった上で、市側ともども、住居表示をやるべきであるという形で決めさせていただいているというのが今の状態でございます。

#### ○ 伊藤修一委員

それでええと思うんやけど、やっぱり現実としては二つの制度というか、四日市の中でも一部、都市の部分とそれ以外の部分とでは、そういう部分ではいろいろ差がついていくこともあるし、その住居表示が入っていないところでは大字とかいくわけやもんで、小字が出てこんと同じ大字でも二つの数字の番地が存在するという。そうすると、宅急便屋さんでも何でもみんな混乱して、誰か遊びに行ってもカーナビでも連れていってもらえやんという。だから、今後のやっぱり、それは四日市がこれから都市化していくための課題になる問題やと思うのね。だから、そういう合理性というのは何をもって合理性としていくかというのは、これはやっぱり市民文化部がずっと考えていかないかん用事と違うかなと思うので、ちょっとそれだけ要望させていただけたらいいなと思いました。

#### ○ 小林博次委員

これは、15号議案は、結局、何、国有地で水路の部分とか道路の部分を含めると、こういうことやね。今までどこにあったの、これ。だから、ぼやっとわかるけど、わかっていないんやけど。どんなことを想定しているわけ。

#### ○ 石川市民文化部参事兼市民課長

県営のは場整備事業で今まで境がはっきりしていなかったというところで、整理された区画をは場整備によってされました。土地改良がきちんとされた、区画が一定、は場整備の中で行われた、その区画の変更に伴って町と字の境の変更をさせていただいたという事業でございます。

#### ○ 小林博次委員

そうすると、何でこんな質問をしておるかという、水路なんか全然、領土もはっきりしておらんやつがたくさんあるわけやね。領土もはっきりしておらんというよりも、むしろ理由がよけあるわけよ、地域によっては。何でこれだけこんなことをするのかなという気がしたので、質問したわけやけど。そうすると、ほ場整備によって生じたものを整理するために編入すると。議会の議決が要るから提案されたと、こういうことやね。わかりました。

#### ○ 芳野正英委員

確認なんですけど、この冊子の別冊参考図面は、これはほ場整備をする前の図面上に新しい線を引いておるんですかね、この参考図面の1から8までは。というのは、要は、水路とかも多分つけかえておるのかなと。最後の参考図面の10面を見ながら、それ以外の9面とかを見て、何とか想像をたくましくして水路をつけかえたのかなと思って見ているんですけど。例えば、参考図面の9なんかだと、字大坪というところと字東山の、今までの境は水路になっていきますけど、水路は10面を見るとこの赤の字区界、字界を通っているように新しい水路が見えるんですけど、この参考図面9面からは新しい耕地整理した後の図面が見えてこないの、いまいちぴんと来ないんですけど。これ何か参考図面がよけいやこしくなっているような気がするんですけど、どうなんですか。旧図面じゃないの、これ。

#### ○ 石川市民文化部参事兼市民課長

委員おっしゃるように旧の図面にこの区域をというところで、こちらのほうは県のほうからいただいた資料になるんですけども、実際のところ水路がどうなんだというところには見にくいと思います。

#### ○ 芳野正英委員

そのままではようがないと思うんですけど、古い図面と、できたら今の現状に即したやつにしておかんと、この図面から見ると区画を、地番を横切っていますからね。これを見ていると何の整理にもなっていないと思うんですけど、逆に言うと、これちゃんと地番は整理されているんですよ、これ。確認ですけど。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

議案のほうの93ページから101ページにわたって延々数字が書いてあるかと思います。こういった中で地番整理ができていて、それを別冊の参考図面の中でこのあたりですよと大変不適切な表現なんですけど、表現させていただいているという形。

○ 芳野正英委員

信頼して、多分地番は全部整理されていると想定してあれしますけど、もう少し県のほうに現状の図面をもらった上でこういう線引きをする、資料をもらうとか、もう少し工夫が必要だったかなと思うので。これを否定するわけでもないですけど、地番一つ一つを突合していくのも時間がかかるので、新しい図面でもらったほうがええん違うかなという気がしますので、全部それはそろっておるという想定で賛成はしますけど、これからもしそういうことがある場合は、資料に関しては県と十分調整してもらえればなと思います。

以上です。

○ 伊藤 元委員長

ということですが、比較対比がきちんと明確にわかるような資料を求められると思うんです。これですと、改正前と改正後が一つになっておるもので、その辺がわかりにくいかなというような気がしていますので、今後におきましてはひとつそういうことのないようにできれば資料の作成をお願いしたいと思います。

ほかに、何かございますか。

○ 早川新平委員

ごめんなさい。町及び字の区域の変更と書いてあるで、この議案に別に僕反対する気はないんですけども、ちょっと教えてほしいんですけど、大矢知のところに、蒔田というところがあるんやな。あれ今、「マキタ」になっておるんですよ。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

いや、「マキタ」なんですよ。あれは誰が決めんのかな。地元でもよく言われて。「マ

イタ」なんですよ、高齢者とか私らの年代とか。新しく編入してきた人は、あんたはどこって、私「マキタ」ですと言う。「マキタ」ってどこやという。

あれ誰が決めるの。表示ね、信号のところにある、ローマ字で「MAK I T A」になっておるんですよ。職員さんに聞いても、あれ「マイタ」でしょうと言われるので、誰が決めるのかなという。だから、ここで聞くのは余りよくないかもわからん、議案には関係ないんだけど。

○ 伊藤 元委員長

ちょっと関連してね。

○ 早川新平委員

ちょっとそれだけ教えてほしかった。どなたが決めるの。これも一緒なんだけど。これ、決めたわけでしょう。今この場でわからなきゃ、また教えてください。誰が決定するのかということ。

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

委員おっしゃるように、実は蒔田のほうはこちらのほう、大矢知地区で住居表示区域でございます。住居表示を実施するときは蒔田1丁目から4丁目ということでさせていただいている。ただ、委員がおっしゃるように、いつからかというところが、いつの時点からかというのが、申しわけございません、今ちょっと手元に資料がございませんので、また調べさせていただきたいと思います。

○ 伊藤 元委員長

これは結構大事な事かなと思うんですよ。それで……。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

どうしましょう。議案とは違うでええんやけれども、それでも大事な話やわね、それもね。どこで、誰が、どう決めるのかなって。

(発言する者あり)

○ 石川市民文化部参事兼市民課長

住居表示実施のときは、市として蒔田1丁目にさせていただきます。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

早川委員、それじゃ、ちょっとマイク入れて。

○ 早川新平委員

「コウベ」と「カンベ」と「コウド」って読み方ありますやんか。それと一緒に、ここはこうなんだという。だから、それが、誰かが、ここは「カンベ」やとか「コウベ」ってなったら、そうになっていたのかなと。当初は「マイタ」でずーっと通称町名でいていたのが、ある日、突然、いや、「マキタ」に変わりましたというのがあったわけでしょう、47年なり41年に。それ、どなたが決めるのかなという。

大きな問題やと思うんですよ。地域でずっとそこで生活をされていて、自分たちの知らないときに住所が変わってしまっておるので。だから、それは議案で関係ないから、もうこれ以上やめますけど、済みません。

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

それでも、大事なことですのね。今の委員会の中ではそれ以上の追及とかはしませんけれども、一度、また、経過、経緯を調べていただいて、また後日で結構ですので、何かのときにひとつご報告をいただいて協議をできたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議案に対してですが、何かご質疑はほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)



○ 伊藤 元委員長

なしという声をいただきましたので、ここで質疑は終結をさせていただきます。

それでは、採決に移ってまいります。特段反対意見もなかったと思いますが、討論ございますでしょうか。

(なし)

○ 伊藤 元委員長

討論なしということで、採決に移らせていただきます。

議案第15号町及び字の区域の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第15号 町及び字の区域の変更について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございました。

それでは、市民文化部所管の議案審査を終了いたしまして、協議会に切りかえをさせていただきます。

16 : 13 休憩

---

16 : 31 再開

○ 伊藤 元委員長

続きまして、その他の項ということで幾つか皆様とお話しをしていきたいと思ひます。

所管事務調査についてなんですけれども、日程をちょっと調整させていただきたいなと思ひております。

一つは、議会報告会でいただいた市民意見のフィードバックをせんならんで、とりあえず集まっていたきたいと。

それから、もう一つは、この委員会での所管事務調査についてをやらなければならないということ。必ずしもせなあかんかということはないと思ひますが、やったほうがいいであらうと思ひますので、日程のほうを決めさせていただきたいと思ひます。

一応事務局のほうでちょっと見ていただきましたら、7月16日の水曜日、私たちの委員会は視察に出ませんので、ほかの3委員会は視察中になりますけれども、16日の午前、午後でどちらかでひとつお願いをしたいなと思ひますが、午前、午後、どちらにさせていただきますしょう。

(「午後がいい」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

午前、都合が悪いですね。午後がいいのね。

(「できましたら、あかんかな」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

どっちにしましょう、午前、午後。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

15日ですか。15日はちょっと想定になかったんですけども、皆さん、ご都合よければ別に問題はないかなと思ひうけど。それでも……。

(「事務局はええの」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

15日でもいいの。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

15日からもうおらへんのやでね、ほかの。我々以外はおらへんのや。私たちだけですの  
で。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

例えば15日の火曜日でしたら、午前、午後、どちらが。

(「任せるわ」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

どちらでもいいですか。そうしたら、所管事務調査の午前のほうね。じゃ、大丈夫です。  
それじゃ、7月の15日ですね。火曜日になります。午前10時から12時の間で、とりあえ  
ず所管事務調査の日程とさせていただきたいと思います。

それで、もう一つ、一応事務局のほうで見ていただきますと、8月12日の火曜日が皆さ  
んがご都合がいいのではないかというお話なんです、とりあえず、まだ所管事務調査。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

そうなんです。何をするかはまだ決めていないんですけども。それで、もしよけれ  
ばちょっと押さえるだけ押さえておいてもろうて、特に何もなければもう早いところなし  
ということでお伝えをさせてもらおうと思っておるんですが。8月12日火曜日、どうしよ

う、これも午前中にさせてもらいましょうか。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

12日、火曜日。お盆前ですが、午前中10時から12時の間だけちょっと仮押さえしておいていただけませんか。

(「早う決めておかんとな」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

そうですね。所管事務調査の都合にもよりますので、済みませんが、ひとつこの二つだけは押さえておいていただきたいと思います。

それから、問題の所管事務調査の内容ですけれども、皆様からご意見をいただきたいなと思うんですが、何か、これをやろうやないかという。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

一任、はい。

○ 芳野正英委員

きょう、市立病院のときに、伊藤嗣也委員もおっしゃってみえた診療科目の部分で、あの議論はすごくいいなと思って、もう少し突っ込んでみてもいいのかなと思いますし、少し、市立病院について少し私もやりたいなと思っているんですけど。

○ 伊藤 元委員長

管内視察のときに水の話がありましたね。だから、市立病院についてということで、それでも、一応題のほうは絞ってほしいなと思うんですけども。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

内容もね。

○ 芳野正英委員

そうすると、例えば診療科目についてとか。

○ 伊藤 元委員長

診療科目についてね。

○ 芳野正英委員

どういう内容にしているのかとか、今後、がん診療も新しい病棟を建てたりするので、その辺の診療科目の整理をやりたいなと思うんですけど。

○ 伊藤 元委員長

診療科目についての整理ですね。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

ちょっとその地下水の利用でセキュリティが甘いのではないかというようなご指摘をいただいておりますので、また一遍検討してもええんやないかというような話も、そのときに。

(「含めて」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

含めてね、合わせて。

○ 芳野正英委員

ERというか救急の、どういう今体制になっておるかみたいな。もしわかりましたら。

○ 伊藤 元委員長

わかりました。

じゃ、その辺、ちょっと整理させていただいて、市立病院さんのほうと勉強会をさせていただくということで。

○ 中森慎二委員

加えて、病院でいいと思うんですが、副委員長がおっしゃってみえた例の取り違えはないのかという、ああいう体制がどういうふうになされているのかというのもあわせて何かこう。絶対とは言えんのかな。今までなかったというだけのことで、非常に重要なことなので。体制はちゃんとできておるのはできておるという話やけど。

だから、口頭で、事務方の人やね、あの人って。物理的にできない構図はどうなのかとか、そういうのは教えてもらってもいいんじゃないかなと思うんですけど。

○ 伊藤 元委員長

じゃ、その辺も含めて所管事務調査ということでさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それから、次、競輪場の管内視察についてなんですけれども、例年ですと6月定例会議が終わりますとナイター競輪視察に行くんですが、今年度は、7月、8月のナイター競輪の開催予定がありません。ですので、ちょっとこの休会中の7月、8月は見合わせをさせていただきたいなというふうに思っております。それで、10月以降のナイター競輪の開催についても現段階ではちょっと未定ということですので、そのスケジュールが決まり次第、また皆さんにご報告をさせていただいて、行くかどうかのところを決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、行政視察についてですが、7月の23日の水曜日から25日の金曜日、当委員会だけになりますけれども、視察先が町田市、柏市、藤枝市ということで決定しておりますので、皆さんよろしくご参加のほどお願ひをしていきたいと思ひます。

一応スケジュール表を皆さんの資料の一番下のほうにつけさせていただいておると思ひ

ます。行政視察案ということでいろいろ書かせていただいて、それで、2枚目に行程表、つけさせていただきました。この行程で行きたいなと思いますが。

ごめん、事務局さん。朝の出発の電車の時間って、どうやった。

○ 笠井議会事務局主事

確認したんですけれども、1本早くすると恐らく新幹線までの待ち時間が40分ぐらいに。

○ 伊藤 元委員長

40分もあるか。

○ 笠井議会事務局主事

ちょっと厳しいかなと思います。

○ 伊藤 元委員長

本当、なるほどね。

実は名古屋駅で乗りかえの時間が結構タイトやったもので、弁当を買うのに時間がどうかというのを心配がありまして、1本早めたらどうやということ調べてさせていただいたんですが、1本四日市駅を早くスタートすると名古屋駅で40分待たんならんということですので、じゃ、それはちょっともったいないので、この行程で進めさせていただいて、乗りかえの折に、まず近鉄特急の中で昼食代1000円を皆さんにお配りさせていただきますので、好きなお弁当をその乗りかえの間に買っていただければありがたいなという思いでございます。新幹線の中で購入をしますと売り切れのときがありますので、ひとつ注意をしてやっていただけたらありがたいなと思っております。よろしくお願ひします。

小林委員さんのほうが、3日目がちょっとご都合が悪いというように聞いておりますので、行ったその日の夜、皆さんとともに懇親会を、お食事をさせていただきたいと思ひます。それで、2日目の夜は、皆さんご自由に、三々五々でそれぞれで分かれて、自由に食事をとっていただくというふうな方向でやっていきたいと思ひます。

(「東京からもう帰ってもいいのか……」と呼ぶ者あり)

○ 伊藤 元委員長

2日目の視察、終わってからお帰りになられますか。

(発言する者あり)

○ 伊藤 元委員長

ですよね。2日目行ってもらわんと、一応都合悪いですよね。泊まってもらいますので、よろしくをお願いします。

じゃ、また、皆さん何かございましたら正副委員長のほうまでお申し出いただければ幸いです。

それから、あと、12番。議会報告会についてということで、お諮りをさせていただきたいと思います。

日程は7月9日水曜日、6時半から20時45分までということで、会場は下野地区市民センターの2階、大会議室で開催をさせていただきたいと思います。

それで、シティ・ミーティングのテーマなんですが、正副でご一任をいただいておりますので、四日市の産業振興についてということでさせていただこうかなというふうに考えております。これで、皆さんひとつご協力いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

じゃ、そのようなテーマで進めさせていただきます。

それから、報告会の手順ですけれども、資料を皆さんのほうにつけさせていただきます。委員長の私のほうで挨拶をさせていただきますして、皆さんの自己紹介、それから、議会報告の内容につきましては私のほうでさせていただこうかなと思っております、一括して。そして、司会進行は副委員長さんをお願いをしていくと。報告質疑終わって、休憩を少しとって、シティ・ミーティングという運びで。引き続き、副委員長さんのほうで司会進行をしていただくと。最後、締めの挨拶を私のほうでさせていただいて、片づけて帰ってくるという運びでさせていただきますので。



よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 伊藤 元委員長

ありがとうございます。

○ 中森慎二委員

議会報告会の際に、岐阜市議会さんが視察に見えまして、事前にここでレクを受けて、現地にも行かれるということで聞いていますので。何か、六、七名おみえになるということ聞いています。

(発言する者あり)

○ 中森慎二委員

産業生活常任委員会に来たいということです。というか、九日に来たいという話だったんですけど。

来る人が、例のコートジボワールの名誉村長になっている岐阜の市会議員さんもみえます。最近テレビによく出てきている人ですけど、杉山さんという人で名誉村長。靴をボランティアでお国に送っておるんですよ。使い古しの靴でも、向こう子供たち、はだしでサッカーをしておるで。

○ 伊藤 元委員長

わかりました。ありがとうございました。ちょっと緊張しながら進めていきたいと思えますので、ご協力よろしく願いいたします。

それじゃ、これもちまして、産業生活常任委員会を終了いたします。どうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

16 : 44 閉議